

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成24年10月

島根県人事委員会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適応するように地方公共団体が講すべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適當かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適當な勧告をすることができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、民間給与の実態調査を行うなど、平成24年の職員の給与に関する種々の調査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告し、あわせて給与改定について勧告したものです。

(写)

島人委第300号

平成24年10月17日

島根県議会議長 原 成 充 様

島根県知事 溝 口 善兵衛 様

島根県人事委員会委員長

中 村 寿 夫

職員の給与等に関する報告及び勧告

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び人事管理について別添のとおり報告し、併せて給与の改定について勧告します。



## 目 次

第1章 職員の給与等に関する報告 .....	1
I 職員の給与に関する報告 .....	1
1 職員給与等の状況について .....	1
2 民間給与等の状況について .....	4
3 物価及び生計費について .....	6
4 都道府県職員の給与について .....	6
5 人事院勧告の概要 .....	7
6 職員給与と民間給与との比較 .....	8
7 給与制度の改正 .....	9
II 人事管理に関する報告 .....	11
1 人事管理上の課題について .....	12
2 公務員制度等に係る課題について .....	16
III 勧告実施の要請 .....	17
第2章 職員の給与に関する勧告 .....	19

### (給与等に関する参考資料)

1 職員給与実態調査の概要 .....	参考-1
2 民間給与実態調査の概要 .....	参考-26
3 生計費及び労働経済関係 .....	参考-40
4 人事管理関係 .....	参考-44



# **第1章 職員の給与等に関する報告**



# 第1章 職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成24年4月現在の島根県職員に係る給与及び県内の民間事業所の従業員の給与の実態を把握するとともに、職員の給与等を決定する諸条件について調査検討を行ってきたが、その結果の概要は次のとおりである。

(注) この報告による職員給与は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）等に定める給与である。従って、現在、講じられている管理職手当の減額措置は含まない。

## I 職員の給与に関する報告

### 1 職員給与等の状況について

#### 職員給与実態調査の調査人員

全県職員	調査対象職員	調査対象外職員		
		休職者 再任用職員等	企業局職員 病院局職員 技能労務職員	
14,004人	12,454人	259人	1,291人	

#### (1) 職員の構成等

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、医療職、教育職など9種類の給料表が適用されており、その構成比をみると、中学校及び小学校教育職が38.4%と最も高く、以下行政職29.5%、高等学校等教育職16.3%、公安職11.7%等の順となっている。

また、職員の平均年齢は44.2歳、平均経験年数は22.0年となっており、このうち行政職の職員についてみると、平均年齢は44.1歳（昨年44.2歳）、平均経験年数は22.5年（同22.6年）となっている。

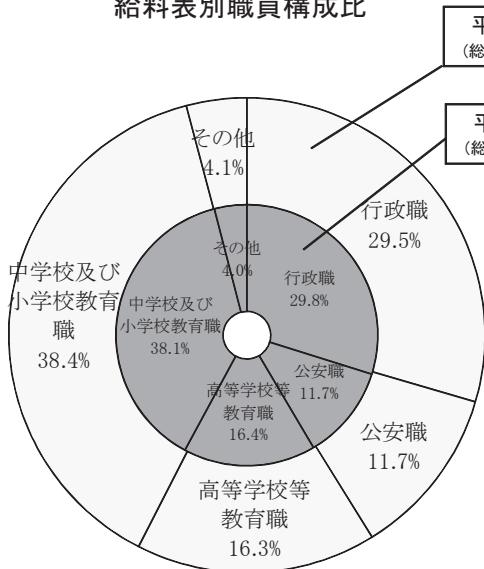
（参考資料第1表）

### 給料表別職員数等

給 料 表	区 分	職員数(構成比)		平均年齢		平均経験年数	
		平成24年	平成23年	平成24年	平成23年	平成24年	平成23年
行政職	行政職	3,677 (29.5%)	3,743 (29.8%)	44.1	44.2	22.5	22.6
公 安 職	公 安 職	1,454 (11.7%)	1,465 (11.7%)	39.5	39.8	18.5	18.8
海 事 職	海 事 職	46 (0.4%)	45 (0.4%)	42.0	42.0	21.9	21.8
研 究 職	研 究 職	248 (2.0%)	249 (2.0%)	42.2	42.5	19.0	19.4
医 療 職 ( 1 )	医 療 職 ( 1 )	46 (0.4%)	40 (0.3%)	44.2	43.9	18.3	18.3
医 療 職 ( 2 )	医 療 職 ( 2 )	99 (0.8%)	103 (0.8%)	43.0	42.9	19.1	19.5
医 療 職 ( 3 )	医 療 職 ( 3 )	71 (0.6%)	67 (0.5%)	41.9	42.5	19.5	20.1
高等学校等教育職	高等学校等教育職	2,034 (16.3%)	2,055 (16.4%)	44.4	44.1	21.7	21.4
中学校及び小学校教育職	中学校及び小学校教育職	4,779 (38.4%)	4,784 (38.1%)	45.8	45.5	23.1	22.8
合 計	合 計	12,454 (100.0%)	12,551 (100.0%)	44.2	44.1	22.0	21.9

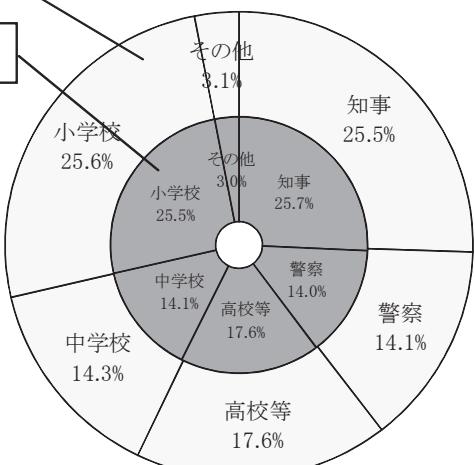
(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



(参考資料第1表)

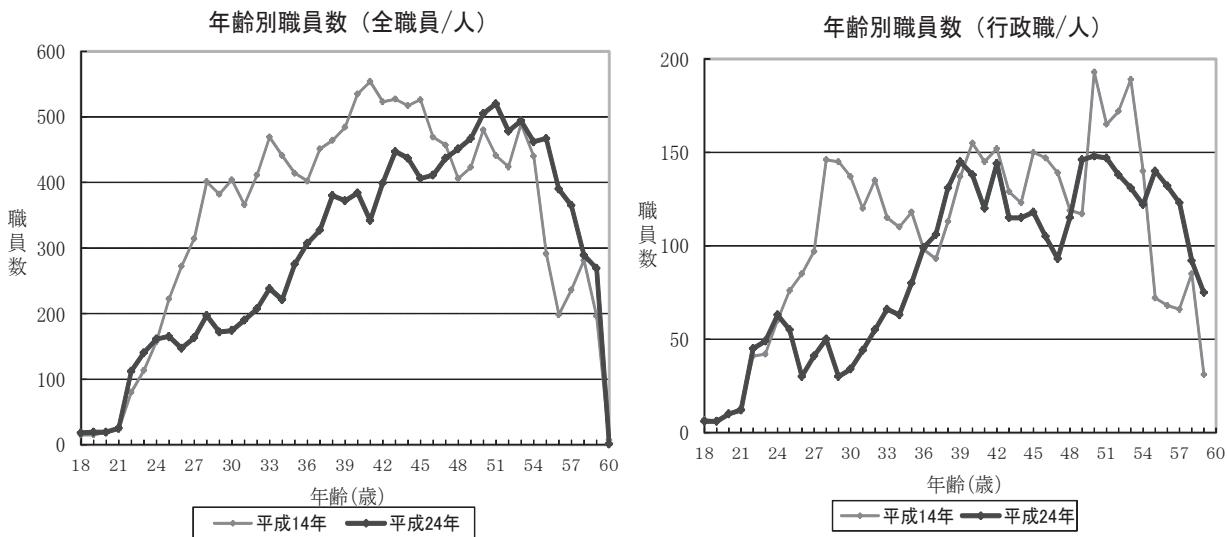
部局別職員構成比



(参考資料第2表)

年齢別の職員数を10年前と比較してみると、定員削減計画の取組みが進められていることにより減少している。また、平均年齢については、若年層の職員数が減少したことにより全職員で2.5歳、行政職では2.6歳高くなっている。

(参考資料第4表)



## (2) 職員の給与

平成24年4月分の職員の平均給与月額は389,686円で、昨年に比べ8,892円減少 ( $\triangle 2.2\%$ ) している。

職員の平均年齢が昨年に比べ高くなっているにも関わらず、平均給与月額が減少しているのは、平成24年4月以降、県内民間給与水準との均衡を図るために給料表について引下げ改定が行われたこと、50歳台後半層の職員を対象とした給与の抑制措置が講じられたこと及び平成18年4月の給料表の切替に伴う経過措置額<sup>(注)</sup>が段階的に引き下げられたことによる。

このうち、行政職の職員の平均給与月額は364,640円で、昨年に比べ10,257円減少 ( $\triangle 2.7\%$ ) している。

(参考資料第7表)

### (注) 経過措置額

現に受ける給料月額が、平成18年3月31日に受けていた給料月額（以下「切替前給料月額」という。）に達しない職員に支給される、その者の受ける給料月額と切替前給料月額との差額に相当する額。

また、この措置は段階的に引き下げられ、平成27年3月末に廃止されることとなっている。

## 職員の平均給与月額の状況

区分 項目	全 職 員		行政職の職員	
	平成24年	平成23年	平成24年	平成23年
給 料	円 361,758	円 370,318	円 336,733	円 346,410
管 理 職 手 当	6,311	6,342	8,195	8,209
扶 養 手 当	10,812	11,176	11,777	12,318
地 域 手 当	501	441	623	600
住 居 手 当	3,661	3,500	2,405	2,266
特 地 勤 務 手 当	4,163	4,431	3,006	3,231
そ の 他	2,480	2,370	1,901	1,863
合 計	389,686	398,578	364,640	374,897

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。  
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びべき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。  
 3 その他は、単身赴任手当等である。

## 2 民間給与等の状況について

### 民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	うち 行政職 相 当 職 種
4,448 人	114 人	4,334 人	3,535 人

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内222の民間事業所のうちから層化無作為抽出法<sup>(注)</sup>により抽出した123事業所を対象に「平成24年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち113事業所の調査を完了した。

(参考資料第19表)

民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、91.9%と極めて高いものとなっている。

なお、調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,535人及び研究員、医師等職種799人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整

の実施状況等についても調査を行った。

(注) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ（層）を作成し、それぞれの層から無作為に対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準として層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

## (1) 本年の給与改定等の状況

### ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で36.4%（昨年32.2%）、高校卒で31.8%（同33.4%）であり、そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で82.1%（同90.7%）、高校卒で80.7%（同83.6%）となっている。

（参考資料第23表）

### イ 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は17.7%（昨年21.4%）、ベースアップを中止した事業所の割合は30.2%（同29.6%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は78.9%（同82.0%）で、ほぼ昨年並みに約8割の事業所において定期昇給が実施されている。

## 民間における給与改定の状況

（単位：%）

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	17.7 (21.4)	30.2 (29.6)	0.9 (0.0)	51.2 (49.0)
課長級	17.0 (18.2)	28.6 (29.8)	0.9 (0.0)	53.5 (52.0)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 ( ) 内の数字は、平成23年の割合である。

## 民間における定期昇給の実施状況

（単位：%）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
		昨年に 比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし			
係員	85.3 (83.8)	78.9 (82.0)	27.1 (35.7)	16.5 (4.2)	35.3 (42.1)	6.4 (1.8)	14.7 (16.2)
課長級	79.5 (100.0)	72.4 (96.6)	22.0 (39.9)	15.1 (6.6)	35.3 (50.1)	7.1 (3.4)	20.5 (0.0)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 ( ) 内の数字は、平成23年の割合である。

## (2) 雇用調整の実施状況

平成24年1月以降の民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、雇用調整を行った事業所の割合は25.0%（昨年24.1%）となっている。

項目	(単位：%)										
	採用の停止・抑制	転籍出向	希望退職者の募集	正社員の解雇	部門整理・部門間配転	委託・非正規社員へ転換	残業の規制	一時帰休・休業	ワークシェアリング	賃金カット	計
実施事業所割合	7.1 (6.4)	7.0 (7.5)	4.5 (4.4)	0.0 (0.7)	2.3 (4.1)	1.7 (0.7)	4.5 (6.4)	11.5 (10.9)	1.2 (0.0)	4.4 (6.1)	25.0 (24.1)

(注) 1 各項目は重複回答。計欄は各項目のうちいづれかの雇用調整を行った事業所の割合である。

2 ( ) 内の数字は、平成23年の割合である。

## 3 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国では0.4%、松江市では0.6%それぞれ増加している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ237,130円、250,880円及び264,640円となっている。

（参考資料第30表、第31表）

## 4 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成23年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、98.9であった。

本県のラスパイレス指数は、昨年度まで実施されていた給与の減額措置の影響もあり92.9となっており、全国でも低い水準となっている。

### 都道府県のラスパイレス指数の分布状況

（平成23年4月1日現在）

指数分布区分	都道府県数
102以上	8
100以上102未満	13
98以上100未満	14
96以上 98未満	5
94以上 96未満	3
94未満	4
都道府県平均指数	98.9
島根県	92.9

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの

## 5 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給与について報告及び勧告したが、その概要は次のとおりである。

### 給与勧告の骨子

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

##### 月例給、ボーナスとともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出  
以下の諸事情を踏まえ、減額前の較差( $\triangle 0.07\%$ )に基づく月例給の改定なし
  - ・ 従来、較差が小さく俸給表等の適切な改定が困難な場合には改定を見送っていること
  - ・ 減額後は民間給与を7.67%下回っていること、減額支給措置は民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われていることを勘案
- ② 公務の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
  - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

##### 50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

- ① 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止(給与法改正)
- ② 高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減(人事院規則改正)

#### I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が隨時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

約11,100民間事業所の約47万人の個人別給与を実地調査(完了率90.6%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査(ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較  
月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差(給与減額支給措置による減額前)  $\triangle 273\text{円 } \triangle 0.07\%$   
(給与減額支給措置による減額後)  $28,610\text{円 } 7.67\%$   

行政職俸給表(一)…現行給与	(減額前) 401,789円	平均年齢 42.8歳
	(減額後) 372,906円	
- 以下の諸事情を踏まえ、月例給の改定は行わない
  - ・ 従来、官民較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること
  - ・ 給与減額支給措置による減額後は、公務が民間を7.67%下回っていること、この措置は民間準拠による水準改定とは別に未曾有の国難に対処するため、来年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを勘案

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数(現行3.95月)は、民間の支給割合(3.94月)と均衡しており、改定は行わない
  - ・ ボーナスの改定は従来より0.05月単位で実施

- ・給与減額支給措置が行われていることを勘案

### III 給与制度の改正等

#### ○ 昇給・昇格制度の改正(平成25年1月1日実施)

- ・給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改定
- ・昇給制度については、給与法を改正し、55歳を超える職員（行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)は57歳を超える職員）は、標準の職務成績では昇給しないこととし（現行は2号俸昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好の場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制
- ・昇格制度については、人事院規則を改正し、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減
- ・今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置等、必要な対応について検討

#### ○ 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応

- ・給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復は、同日において31歳以上38歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸上位の号俸に調整

#### ○ 地域間給与配分の検証

- ・地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は、本年までに2ポイント台前半に收れん。地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域の国家公務員給与に地域手当の異動保障等の額も反映されていることを考慮すれば、地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価
- ・今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等について注視

#### ○ 産業構造、組織形態の変化等への対応

- ・現在調査対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加
- ・民間企業における組織のフラット化等への対応について、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討

## 6 職員給与と民間給与との比較

### (1) 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適當ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。 (参考資料第20表)

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与373,320円に対して職員給与は369,057円であり、4,263円（1.16%）下回っている。 (参考資料第16表)

### 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
373,320円	369,057円	4,263円 ( 1.16% )

(注) 民間、職員とともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は1(2)の表「職員の平均給与月額の状況」の額とは異なっている。

### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の3.69月分に相当していた。これは、昨年(3.68月分)より増加しているが、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.70月)が0.01月分上回っている。

(参考資料第27表)

### 職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差 (A - B)
3.69月分	3.70月	△0.01月分

## 7 給与制度の改正

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

なお、給与改定にあたっては、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本として行うこととする。

### (1) 月例給について

本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、前記6(1)のとおり、職員給与が民間給与を1.16%下回っていることから、月例給については、引上げを基本とした改定を行うことが適切であると判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の勧告において人事院が俸給表及び諸手当を改定しなかったこと等から、現行の国の俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮した改定を行う。具体的には、現行の国の俸給表に定める俸給月額に100分の99.82（現行は100分の98.37）を乗じた給料表とする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の給料月額の引上げ改定を行うものとする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

一方、医療職給料表(1)については、医師の人材を確保する観点から、他の給料表とは異なり、水準においても国の俸給表を基本としている。よって、医療職給料表(1)については、改定を行わないこととする。

## **(2) 期末手当・勤勉手当について**

前記6（2）のとおり、民間事業所の特別給の支給割合（3.69月分）は、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.70月）とおおむね均衡している。

よって、本年については、職員の期末手当・勤勉手当の改定を行わないこととする。

## **(3) 昇給・昇格制度の改正について**

国においては、官民の給与水準は、人事院の勧告を通じて全体として均衡させているものの、50歳台、特に後半層において官民の給与差が相当程度存在している状況にある。人事院は、世代間の給与配分を適正化する観点から、早期に50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える必要があると判断し、昇給・昇格制度の改正を行うこととしている。

本県においては、50歳台の職員の占める割合が高く、当該職員の給与水準も

高くなっていることから、その職員の給与水準の上昇をより抑え、早期に世代間の給与配分の適正化を図る必要がある。また、本県の給与制度については、従来から国の給与制度を基本とし、昇給・昇格制度についても準じていることから、国の制度改正が行われる場合において、その制度に準拠して改正を行うこととする。

具体的には、昇給制度については、55歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、57歳）以上の職員については、良好の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号給の昇給）、特に良好の場合には1号給（現行は3号給）、極めて良好の場合には2号給以上（現行は4号給以上）の昇給に、それぞれ抑制するよう改正を行う。

昇格制度については、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するよう昇格後の号給を設定することとし、人事委員会規則に定める昇格時号給対応表の改正を行う。

なお、昇給制度の改正は、昇給日が1月1日であることを踏まえ、国が昇給制度の改正を実施する日以後の1月1日から実施することとする。また、昇格制度の改正は、定期人事異動の時期が4月を基本としていることを踏まえ、国が昇格制度の改正を実施する日以後の4月1日から実施することとする。

## II 人事管理に関する報告

地方分権の進展や厳しい経済雇用情勢の中で、多様化・高度化する行政課題に的確に対応するためには、これまで以上に自らの判断と責任により主体的に行政運営を進めていく必要があり、職員一人一人の果たすべき役割はますます大きく、重要なものとなっている。

こうした状況においては、有為な人材の確保や職員の更なる意欲と能力の向上を図るとともに、勤務条件の改善や職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

また、現在、公務員の労働協約締結権の付与等を内容とする、公務員制度改革の検討が進められており、高齢期の雇用問題、退職手当の見直し等を含めて、公務員を取り巻く環境は大きな変革の時を迎えていている。

これらのことと踏まえ、人事管理に関する主な課題について、次のとおり報告する。

## 1 人事管理上の課題について

### ア 人材の確保

多様な有為の人材を確保するためには、これまでも受験年齢要件等の緩和や人物評価をより重視する採用試験制度への見直し・改善を行い、一定の効果はみられたが、近年の採用試験の受験者数は、受験年齢人口の減少等により減少傾向にあり、人材を確保する上で厳しい状況にある。

こうした状況の中で、職員にはこれまで以上に、交渉力、コミュニケーション能力、企画・立案能力、チャレンジ精神等の能力が求められている。このような能力を持った人材を確保するためには、民間志望者等を含む多様な人材を受験者に取り込み、その中から求める能力を備えた人物を見極める必要がある。今後、このような視点で任命権者と協力して試験制度の改善に取り組むことにしている。

また、受験者確保については、新たに平成23年度から職員採用ガイドラインや大学等での説明会を開催するなど、情報発信に努めている。今後も引き続き県の仕事の魅力等を効果的に情報発信し、幅広く受験者の確保に取り組んでいく。

### イ 人材の育成

効果的に人材育成を推進するためには、職員一人一人の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが必要である。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、更には職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。今後もこうした取組を一層進めていく必要がある。

また、今後一層、県民、企業、N P O等との連携を図りながら行政運営を進めて行くため、これまで以上に特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成に努める必要がある。

#### ウ 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るために、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

現在本県においては、評価結果の昇給・勤勉手当等の処遇への反映について、警察本部が全職員に対して実施しているが、それ以外では、一般行政職員の管理職に対する勤勉手当への反映に止まっている。

任命権者においては、「I 職員の給与に関する報告」の中で述べた昇給制度の改正も踏まえ、評価結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度を確立し、処遇への反映を拡大していく必要がある。

#### エ 女性職員の能力発揮のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要がある。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野への配置を進めてきたところであるが、今後一層、女性職員のキャリア形成や、働きやすい環境整備への取組が重要である。

また、平成23年5月に策定された「第2次島根県男女共同参画計画」において、管理職に占める女性職員の割合を平成27年度に7.0%とする数値目標も掲げられており、引き続き、女性職員の県の施策・方針決定過程への参画を促進する必要がある。

#### オ ワーク・ライフ・バランスの推進

誰もが健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、職員一人一人が仕事、家庭生活、地域活動、自己啓発などの様々な活動を自らが希望するバ

ランスで行うワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。昨年5月に策定された本県の第2次男女共同参画計画にも重点目標の1つとして新たに盛り込まれたところである。

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度が整備・充実されてきており、平成22年6月には育児休業制度の拡充、子の看護休暇の取得日数の拡充、短期の介護休暇の新設等が行われ、また、昨年12月に支給される期末手当からは、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員については、その支給割合を減じないこととしたところである。

育児・介護のための休暇や育児休業等の利用状況は、次のとおりである。

#### (ア) 育児休業等

任命権者は、平成22年3月に「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定し、平成26年度の男性職員の育児休業等取得率<sup>(注)</sup>の数値目標を50%として取得率向上に取り組んだところ、平成23年度の取得率は42%と前年度の27%を大きく上回った。これは、男性の育児参加のための休暇取得者数の増加が主な要因であり、育児休業取得者は3人と依然として少ない状況である。

(注) 育児休業等取得率は、育児休業（3歳未満）、育児短時間勤務（小学校就学まで）、部分休業（小学校就学まで1日1時間以内）、育児時間休暇（3歳未満1日60分以内）及び男性の育児参加のための休暇（産前・産後休暇中5日以内）を、各年度に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

#### (イ) 介護のための休暇

介護のための休暇の取得者数は、平成22年度の100人に対し昨年度は214人と大幅に增加了。特に、平成22年6月新設の短期の介護休暇の取得者が、87人から188人へと大幅に增加了。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

## カ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であり、任命権者において、これまでも様々な取組がなされているところである。

時間外勤務の縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の継続的な取組にもかかわらず、東日本大震災への対応、緊急経済対策、鳥インフルエンザ等の感染症に対する危機管理対応等のため、一人当たりの時間外勤務時間数は3年連続で増加した。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握するとともに、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

また、県立学校の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、月100時間を超える時間外勤務従事人数が増加している。

これらの学校現場の特殊性も踏まえ、任命権者は、本年2月に「教育職員の時間外勤務の縮減に向けての指針」を策定し、部活動休養日の設定、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組むこととした。

今後とも、当該指針に沿って、実効性のある時間外勤務縮減対策に取り組んでいく必要がある。

## キ メンタルヘルス対策

職員が心身の健康を保持増進し、その能力を十分に発揮できるように、また、家庭生活においても健やかで豊かな生活を送るためにも、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、本委員会としても、これまで、その必要性に言及してきたところである。

任命権者は、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っている。

しかし、本委員会の調査によれば、病気休職者等のうち精神疾患を原因とするものは、年度間で増減はあるものの、近年はほぼ横ばいとなっており、大き

な改善の傾向は見られない。

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今において心の健康を保持するためには、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努めることが重要である。

引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

## 2 公務員制度等に係る課題について

### ア 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が平成25年度以降段階的に引き上げられることに伴い、雇用と年金の接続を図る必要があるが、国家公務員については、民間企業の多数が高年齢者の雇用確保を継続雇用により対応している状況も踏まえ、本年3月に、当面は定年退職後の再任用の義務化により対応することとする基本方針が示された。また、本年8月の人事院勧告・報告においては、再任用希望者に見合うポストの確保や給与上の措置等の課題が指摘されたところである。

一方地方公務員についても、国家公務員と同様、再任用の義務化により対応することが想定されている。この再任用の義務化は、平成25年度の定年退職者から発生する喫緊の課題であり、本県における具体的な対応策について検討を進めるとともに、今後、地方公務員法の改正等を踏まえ、速やかに条例改正等の手続きを行う必要がある。

### イ 公務員制度改革（公務員の労働基本権）

国家公務員については、昨年6月に自律的労使関係制度の措置に伴う人事院及び人事院勧告制度の廃止を内容とする国家公務員制度改革関連4法案が国会に提出されたが、いまだ実質的な審議に至っていない状況にある。

一方、地方公務員については、本年5月に、国から一般職の地方公務員に協約締結権を付与した上で人事委員会勧告制度を廃止すること等を内容とする素

案が示されたが、全国知事会をはじめとする地方側からは、制度改正の必要性に対する疑問や労使交渉にかかるコストの増大等を指摘する意見が出されており、地方の理解が得られていない。

いずれにしても、このような見直しは、地方公務員制度の基本的な枠組みに大きな影響を与えるものであり、人事行政の公正の確保や労働基本権制約の代償機関としての人事委員会の役割の根幹に関わることから、引き続き国の動向等を十分に注視していく必要がある。

#### ウ 退職手当の見直し

国家公務員の退職手当については、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査の結果及び見解並びに「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」の報告を踏まえ、本年8月7日、退職手当の支給水準引下げ等について閣議決定がなされた。

地方公務員の退職手当についても、今般の国家公務員の退職手当制度に準じて必要な措置を講ずるよう国から要請されているところであり、本県においても当該要請の趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずる必要がある。

### III 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当の支給にあたって行われている減額措置については、財政健全化に向けて行われている措置とはいえ、当該措置後の職員給与は本来あるべき職

員給与とは異なるものであり、早期に当該措置を解消されるよう期待するものである。

県議会及び知事におかれでは、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請するものである。

## **第2章 職員の給与に関する勧告**



## **第2章 職員の給与に関する勧告**

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

### **1 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正**

#### **(1) 給料表**

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）備考において、乗じることとする率を100分の99.82とすること。

#### **(2) 昇給制度について**

55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）以上の職員の昇給について、職員の給与に関する条例第4条第5項（県立学校の教育職員の給与に関する条例の適用を受ける教育職員にあっては、同条例第11条第1項、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員にあっては、同条例第12条第1項）に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則等で定める基準に従い決定すること。

### **2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正**

#### **(1) 給料表**

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

### **3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正**

#### **(1) 給料表**

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

#### 4 改定の実施時期

給料表の改定は平成24年4月1日から、昇給制度の改定は国が昇給制度の改正を実施する日以後の1月1日から実施すること。

#### 別記第1

第5条第1項の給料表

号 紙	給料月額
1	397,283
2	458,173
3	521,060
4	603,911
5	702,732
6	802,552

第5条第2項の給料表

号 紙	給料月額
1	329,406
2	366,339
3	395,287

#### 別記第2

第4条第1項の給料表

号 紙	給料月額
1	374,325
2	423,236
3	476,141
4	540,026
5	615,889
6	719,702
7	842,480

# 給与等に関する参考資料

## 目 次

<b>1 職員給与実態調査の概要</b>	.....	参考 - 1
第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等	.....	参考 - 2
第2表 給料表別、部局別職員数	.....	参考 - 3
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	.....	参考 - 4
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	.....	参考 - 10
第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数	.....	参考 - 14
第6表 給料表別、級別平均給料額	.....	参考 - 16
第7表 給料表別平均給与月額	.....	参考 - 17
第8表 給料表別管理職手当支給状況	.....	参考 - 18
第9表 給料表別扶養手当支給状況等	.....	参考 - 19
第10表 給料表別住居手当支給状況	.....	参考 - 20
第11表 給料表別通勤手当支給状況	.....	参考 - 21
第12表 通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数	.....	参考 - 22
第13表 給料表別地域手当支給状況	.....	参考 - 23
第14表 任期付研究員の給料表別、号給別人員	.....	参考 - 24
第15表 特定任期付職員の号給別人員	.....	参考 - 24
第16表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額	.....	参考 - 24
第17表 給料表別休職者等の状況	.....	参考 - 25
第18表 再任用職員の給料表別、級別人員	.....	参考 - 25
<b>2 民間給与実態調査の概要</b>	.....	参考 - 26
第19表 産業別、企業規模別調査事業所数	.....	参考 - 27
第20表 民間との給与比較における対応関係	.....	参考 - 27
第21表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況	.....	参考 - 28
第22表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	.....	参考 - 36
第23表 民間における初任給の改定状況	.....	参考 - 36
第24表 民間における昇給制度の状況	.....	参考 - 37
第25表 民間における家族手当の支給状況	.....	参考 - 37
第26表 民間における住宅手当の支給状況	.....	参考 - 37
第27表 民間における特別給の支給状況	.....	参考 - 38
第28表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	.....	参考 - 38
第29表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	.....	参考 - 39
<b>3 生計費及び労働経済関係</b>	.....	参考 - 40
第30表 費目別、世帯人員別標準生計費	.....	参考 - 41
第31表 労働経済指標	.....	参考 - 42
<b>4 人事管理関係</b>	.....	参考 - 44
第32表 年次有給休暇・夏季休暇の取得状況	.....	参考 - 44
第33表 時間外勤務の状況	.....	参考 - 44
第34表 育児休業・介護休暇の取得状況	.....	参考 - 45
第35表 私傷病休暇・私傷病休職の状況	.....	参考 - 46

## 1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成24年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成24年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査の対象

ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、平成24年4月1日在職するもの

- (ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）
- (イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）
- (ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）
- (エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）
- (オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）

イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。

- (ア) 休職期間中の職員
- (イ) 育児休業期間中の職員
- (ウ) 平成24年4月1日付けて退職した職員
- (エ) 再任用職員

### (3) 調査の内容

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当及び扶養親族数、地域手当、住居手当及び支給区分、通勤手当及び通勤方法、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務（へき地）手当等

### (4) その他

ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員は、行政職給料表及び医療職給料表(2)の統計数値に含まれている。

イ 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 紙料表別職員数、性別、学歴別構成比等

区分		職員数	性別人員構成比		学歴別人員構成比				平均年齢	平均経験年数
			構成比	男	女	大学卒	短大卒	高校卒		
給料表		人	%	%	%	%	%	%	歳	年
全給料表	24年	12,454	100.0	64.4	35.6	80.5	5.7	13.8	0.0	44.2
	23年	12,551	100.0	64.8	35.2	79.9	5.8	14.2	0.0	44.1
行政職	24年	3,677	29.5	74.8	25.2	61.7	10.0	28.2	0.1	44.1
	23年	3,743	29.8	75.7	24.3	61.3	9.8	28.8	0.1	44.2
(中小学校事務職)	24年	287	2.3	29.3	70.7	9.4	19.2	71.4	0.0	42.9
	23年	287	2.3	29.6	70.4	11.8	19.2	69.0	0.0	43.4
公安職	24年	1,454	11.7	95.5	4.5	56.3	1.7	42.0	0.0	39.5
	23年	1,465	11.7	95.8	4.2	55.4	1.7	42.9	0.0	39.8
海事職	24年	46	0.4	100.0	0.0	0.0	65.2	32.6	2.2	42.0
	23年	45	0.4	100.0	0.0	0.0	66.7	31.1	2.2	42.0
研究職	24年	248	2.0	84.3	15.7	97.6	2.0	0.4	0.0	42.2
	23年	249	2.0	85.1	14.9	96.8	2.0	1.2	0.0	42.5
医療職(1)	24年	46	0.4	82.6	17.4	100.0	0.0	0.0	0.0	44.2
	23年	40	0.3	85.0	15.0	100.0	0.0	0.0	0.0	43.9
医療職(2)	24年	99	0.8	59.6	40.4	85.9	13.1	1.0	0.0	43.0
	23年	103	0.8	60.2	39.8	84.5	13.6	1.9	0.0	42.9
(中小学校栄養職)	24年	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	23年	1	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	32.7
医療職(3)	24年	71	0.6	1.4	98.6	74.6	25.4	0.0	0.0	41.9
	23年	67	0.5	1.5	98.5	71.6	28.4	0.0	0.0	42.5
高等学校等教職	24年	2,034	16.3	60.9	39.1	93.4	3.9	2.7	0.0	44.4
	23年	2,055	16.4	61.1	38.9	92.8	4.2	2.9	0.0	44.1
中学校及び小学校教育職	24年	4,779	38.4	48.0	52.0	96.5	3.5	0.0	0.0	45.8
	23年	4,784	38.1	47.8	52.2	96.2	3.8	0.0	0.0	45.5

(注) 中小学校事務職及び中小学校栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。  
以下、第2表、第7表及び第18表において同じ。

第2表 紙料表別、部局別職員数

部局		知識	人事	監査	教育	労働	漁業	警察	高校	中学校	小学校	計
給料表		事会	委員会	員会	委員会	委員会	調整委員会	等	校	校	校	
全 紙料表		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 紙料表	24年	3,173	20	11	12	325	6	1,754	2,188	1,777	3,182	12,454
	23年	3,227	20	12	12	326	6	1,762	2,210	1,771	3,199	12,551
行政職		2,730	20	11	12	152	6	282	171	96	191	3,677
(中小学校事務職)	24年									96	191	287
	23年									95	192	287
公安職								1,454				1,454
公安職	24年							1,465				1,465
	23年											
海事職		21				22		3				46
海事職	24年	21				20		4				45
	23年	21										
研究職		210				25		13				248
研究職	24年	212				25		12				249
	23年	212										
医療職(1)		46										46
医療職(1)	24年	46										40
	23年	40										
医療職(2)		99										99
医療職(2)	24年	99										103
	23年	102										
(中小学校栄養職)												0
(中小学校栄養職)	24年											1
	23年											1
医療職(3)		67				2		2				71
医療職(3)	24年	67				2		2				67
	23年	63										
高等學校等						17			2,017			2,034
教育職						17			2,038			2,055
中学校及び						107				1,681	2,991	4,779
小学校教育職						102				1,676	3,006	4,784

第3表 紙料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1							1		
2									
3									
4									
5	6	1				2	1		
6									
7		27	1						
8									
9	4	4	8			1			
10		1							
11	2	6							
12			2						
13	6	21	10					1	4
14	1	1	1						2
15	4	10	13						3
16	1	1	2						4
17	4	17	3						2
18		2	2						1
19	10	6	25	1		1			1
20		6	3						1
21	5	12	8						1
22			3						
23	7	7	20						
24		6	7						
25	39	6	40						
26		4	1	1	2				
27	10	3	9					7	
28		1	4					10	
29	12	4	28					12	
30	2		5	1				3	
31	47	4	17	9			1	2	
32	3	4	11	3				2	
33	18	1	51	7					
34	3	1	8	3					
35	43		50	25	1				
36	1	2	12	11	1			1	
37	11		28	14			5		
38	2		7	7	1		5		
39	4	1	60	38	2		6		
40			8	10			1		
41	12		20	19	1				
42	2		14	22					
43	4		54	64					
44	7		13	11		1			
45	12		15	22	1				
46	4		10	11	1	1			
47	2		93	41	6	1			
48	1		8	14	1				
49	1		15	6	5	3			
50	1		5	14	1	1			
51	3		77	11	9	1			
52	2		1	7	3	3			
53	6		8	47	5	2			
54	1		9	16	7	3			
55	3		13	22	14	1			
56			4	14	3	11			
57	3		1	42	15	2			
58	1		1	12	29	6			
59			4	21	6	4			
60			5	8	12	17			
61			1	19	18	6			
62	2		2	11	9	4			
63			3	36	3	13			
64			3	8	23	31			
65				21	10	61			
66				23	4	15			
67			1	7	3	30			
68				25	40	13			
69			2	11	11	46			
70			4	2	5	16			
71			3	7	5	20			
72			1	11	62	23			
73			1	4	6	23			
74			1	5	14	20			
75				3	8	16			
76			3	15	63	11			

級 号 給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			1	9	17	27			
78			1	10	12				
79			2	5	10				
80			7	15	54				
81			2	6	19				
82				2	12				
83			1	2	21				
84			4	22	54				
85				10	322				
86			1	4					
87			1	1					
88				9					
89					4				
90				2	2				
91			1	2					
92				6					
93					15				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	312	159	868	886	931	435	24	42	20
									総数 3,677

(注) 各級内の太実線は当該級の最高号給の位置を示し、該当人数0の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5		13							
6									
7									
8									
9		5							
10									
11		7							
12				1					
13				1					
14				1					
15		9		1					
16									
17			3	2					
18			2	1					
19		13	2	1					
20			1						
21		29	1	2	3				
22				1					
23		15	21	6	4				
24		1							
25		8	6	2	3				
26		3	2		1				
27		28	23	11	5	1			
28		1		4					
29		7	13	5	2				
30		3	5	4	1				
31		1	22	7	3	1			
32		3	7	3					
33		6	11	7	3				
34		3	5	1	1				
35		2	12	12	7				
36		1	6	3	2				
37			16	13	3	1			1
38			9	6	2				
39			11	9	6	1			1
40			5	5	1				
41			12	6	3	1			
42			8	4		2			
43			11	4	1	3			
44			5	4	2				1
45			8	10	3				
46			5	4	1				
47			7	4	2	1	1		
48			4		4	1			
49		2	3	4	1		1		
50			3	6	3		1		
51		6	6	4	5	1			
52			3	2	2				
53		1	3	6	5		1		
54			1	5	2	2			
55		4	6	5	1				
56		1	1	1					
57			2	8	2	1			
58			1	2	5	2			
59				3	4	3	1		
60			1	2	1		1		
61			1	1	1	1		20	
62			1	1	3	2	2		
63				4	1	2			
64			1	1	4				
65			1	2	4		1		
66				3	3	6			
67				7	4	4	1	10	
68					3	2	2		
69				7	3				
70				1	5	4	1		
71				4	3	2		4	
72				1	2	6	3	1	
73					5	8	1	3	
74					7	6	1		
75					3	3	4	1	
76					3	3			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77				1	3	6	3	23	
78				1		4	1		
79				3	3	3	3		
80				3	8	1			
81				1		9	2		
82					3	4	1		
83				1	3	5	2		
84					5	1	2		
85				2	2	8	97		
86				1	2	7			
87					4	5			
88					3	6			
89					1	5	10		
90					2	4	4		
91						1	4		
92						3	10		
93						1	55		
94						1			
95							4		
96							5		
97						2			
98					1	8			
99						3			
100						5			
101						7			
102						6			
103						2			
104					1	3			
105						5			
106						2			
107						1	4		
108						6			
109						1	2		
110							6		
111							3		
112							7		
113							7		
114							7		
115							1		
116							3		
117							1		
118							5		
119							3		
120							5		
121							1		
122							4		
123							1		
124								1	
125							30		
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136							1		
137									
138									
139									
140							1		
141									
142									
143									
144									
145									
計	161	263	251	349	225	134	44	20	7
									総数 1,454

海事職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17				1	
18					
19					
20					
21		1			
22					
23					
24					
25		1			
26			3		
27	2		1	1	
28					
29		1			
30					
31		1			
32		1	1		
33	1		1		
34					
35			1		
36					
37					
38					
39	1				
40					
41	1				
42				1	
43					
44		1	1		
45					
46					1
47			1		
48					
49	1		1		
50					
51					
52					
53	1				
54					
55	1		1		
56					
57					
58					
59			1		
60	1				
61					
62					
63					
64					
65	1				
66				1	
67					
68			1		
69					
70		1		2	1
71				1	
72			1		
73					
74					
75					
76					

級 号給	1	2	3	4	5
77					
78				1	
79			1	1	
80			1		
81					
82					
83			1		
84					
85		1			
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
計	10	6	18	10	2
			総数	46	

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1		2			
2					
3					
4					
5					
6					
7		2			
8					
9		2			
10			3		
11					
12					
13					
14					
15		9			
16					
17		1			
18		1			
19		3			
20					
21		2			
22			2		
23					
24					
25		3			
26					
27		1			
28		1	1		
29			3	1	
30			2	2	
31				6	
32		2	2		
33			1	1	
34			1	1	
35			1	1	
36		2	6		
37		2	2		
38			1		
39		4		1	
40		1	3		
41		2	1		
42		1	1		
43		1	1		
44		1	1	1	
45			1		
46			6	1	1
47		1	1	1	
48		1	1	1	
49		1	1		
50		1	4		
51		1	3	3	
52		3	1	1	
53		2	6	1	
54		1	1		
55		5		4	
56		5			
57		2		1	
58		1		1	
59		4	1	2	
60		3			
61		2	1	1	
62			8	1	1
63					
64		7	2	2	
65		1	1		
66			2		
67			2		
68					
69		5			
70			3		
71		4	2		
72					
73			2		
74			1		
75		2	1		
76			2		

級 号給	1	2	3	4	5
77				4	
78				1	
79					
80					
81				1	
82				1	
83				1	
84					
85				8	
86				2	
87				2	
88				22	
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	108	118	22	0
			総数	248	

医療職給料表(1)

級 号給	1	2	3	4	
1					1
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		2			
14					
15					
16					1
17					
18					
19		2			
20	2				
21	2				
22		2			
23			2		
24					
25	2				
26					
27		1	1		
28					
29	2				
30		2			
31					1
32					
33					
34					
35		1	2		
36					
37					
38					
39			1	1	
40					
41					1
42					
43					
44					
45				1	
46					
47					
48					
49					1
50					
51					
52					
53			1		
54					1
55					
56					
57					
58					1
59					
60					
61					
62					
63					2
64					
65					9
66		1			
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					

医療職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6
77						
78				1		
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86				1		
87						
88						
89				1		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
計	8	10	9	19		
					総数	46

級 号給	1	2	3	4	5	6
77						
78						
79						
80						1
81						
82						
83						1
84						3
85						
86						11
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	2	24	14	8	38	13
					総数	99

医療職給料表(3)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7			2			
8						
9						
10						
11			1			
12						
13						
14						
15		5	1			
16						
17						
18						
19		3				
20				1		
21				1		
22						
23		1				
24			1			
25				1		
26					1	
27		2	1	1		
28						
29						
30						
31				1		
32						
33			1			
34						
35						
36						
37						
38		2				
39		1				
40			1	2		
41						
42						
43						
44				1		
45						
46				1		
47						
48				2		
49					1	
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61					1	
62					2	1
63						
64						
65					1	
66					1	
67					1	
68						
69						
70						
71						
72					1	
73						
74						
75					1	
76					2	
77					1	
78					3	
79					1	
80						
81					3	
82						
83						
84					1	

級 号給	1	2	3	4	5	6
85						
86						
87					2	
88						
89					2	
90						
91					1	
92						
93					8	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	16	9	19	27	0
					総数	71

高等学校等教育職給料表

級 号 給	1	2	特2	3	4
1		4			
2					
3					
4					
5		4			
6					
7		3			
8					
9		2			
10					
11		3			
12					
13		4			
14					
15		5			
16					
17		3			
18					
19		4			
20		1			
21		9			
22					
23		3			
24		1			
25	1	8			
26		1			1
27		5			1
28		1			2
29		14			1
30		5			2
31		5			1
32		2			2
33	1	9			3
34		3			6
35		5			5
36		4			3
37		15			26
38		3			
39		18			
40		2			
41	1	7			
42		5			
43	1	10			
44		6			
45	1	8			
46		3			
47		8			
48		8			
49	1	17			
50	1	9			
51		16			
52		2			
53		13			1
54		11			1
55		12			5
56	2	6			1
57	1	24			4
58		12			1
59	1	21			5
60		6			4
61	2	20			7
62	1	8			4
63		32			2
64	1	14			4
65		16			3
66		12			1
67	1	38			3
68		14			4
69		22			3
70	1	14			4
71		33			2
72	1	8			1
73	1	19			4
74	1	7			1
75	1	37			1
76	1	8			3

級 号 給	1	2	特2	3	4
77	1	17		1	
78	1	13			
79	5	37			
80	4	5			
81	1	29			
82	1	8	2		
83	1	38	1		
84		13	1		
85	1	35	1		
86	1	19			
87	5	34			
88	2	22			
89	3	25	1		
90	1	22			
91	2	15			
92		39			
93	5	18			
94	4	23	1		
95		7			
96	2	14			
97	1	15			
98		24			
99	2	19			
100	1	49			
101	2	28			
102	1	28			
103		41			
104	1	26			
105	1	27			
106	2	24			
107		27			
108		26			
109		17			
110		12			
111		20			
112	2	16			
113	1	17			
114	1	20			
115		23			
116		15			
117		20			
118		23			
119		7			
120		13			
121		23			
122		4			
123		8			
124		10			
125		9			
126		5			
127		9			
128		6			
129		6			
130		4			
131		17			
132		7			
133		8			
134		7			
135		10			
136		3			
137		69			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					

計 77 1,827 7 70 53

総数 2,034

中学校及び小学校教育職給料表

級 号 給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153			</td		

第4表 級別、年齢別職員数

年齢 級 年齢	行政職給料表										公安職給料表									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18歳	6									6	12									12
19	6									6	13									13
20	10									10	9									9
21	12									12	13									13
22	45									45	43									43
23	49									49	37	1								38
24	62	1								63	14	24	2							40
25	36	19								55	8	32	3							43
26	9	21								30	3	33	6							42
27	12	29								41	4	41	11							56
28	17	33								50	1	39	19	1						60
29	7	16	7							30	1	33	27	3						64
30	4	11	19							34	3	22	20	9						54
31	9	11	24							44		21	19	7						47
32	5	9	41							55		4	27	9						40
33	5	4	55				1	1		66		4	20	14						38
34	3	1	58				1			63		3	20	10						33
35	2	1	76				1			80		4	14	15	1					34
36	1	2	94	1						99		1	14	15	3					33
37			106							106		1	13	11						25
38			131							131		14	20	3						37
39			140	4						145		9	6	3						18
40	1		29	107						138			3	15	1	3				22
41	2		16	100	2					120			2	12	6	2				22
42	2	1	16	120	5					144				12	1					13
43	2		8	94	11					115			2	12	4	3				21
44			8	91	15	1				115			9	3	4					16
45			8	72	37	1				118			2	9	9	3	1			24
46			7	61	37					105				16	2	5	2			25
47			5	35	53					93			1	15	10	5	3			34
48			3	27	82	3				115			1	25	8	3	2			39
49			4	48	81	10	1	1	1	146				12	13	2	4			31
50	1		4	43	88	12				148				14	11	9	3	1		38
51	1		3	26	85	32				147				14	14	13	7	1		49
52			2	18	78	36	3			138				12	12	7	3	1		35
53	2		1	15	57	52	3	1		131				7	23	6	8	1	1	46
54	1		3	12	54	45	4	3		122			1	10	15	6	3	6		41
55				5	71	60	2	2		140				12	23	9	2	1		47
56				5	53	57	6	5	6	132			1	7	12	5	2	4	1	32
57				1	54	53		10	5	123				10	16	16	3	2	1	48
58				1	25	46	3	13	4	92				4	18	12	1	2	1	38
59				43	23			6	3	75				2	14	21		1	3	41
60																				
61																				
62																				
63																				
64																				
65																				
66																				
67																				
68																				
69以上																				
人員計人	312	159	868	886	931	435	24	42	20	3,677	161	263	251	349	225	134	44	20	7	1,454
構成比%	8.5	4.3	23.6	24.1	25.3	11.8	0.7	1.1	0.5	100.0	11.1	18.1	17.3	24.0	15.5	9.2	3.0	1.4	0.5	100.0
平均年齢歳	25.8	28.7	37.5	45.1	51.8	54.9	53.2	56.9	57.1	44.1	22.7	28.2	33.3	44.1	52.1	53.4	52.1	55.3	57.6	39.5

年齢 級	海事職給料表						研究職給料表						医療職給料表(1)				
	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計
18 歳																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23	1						1		3			3					
24	1						1		6			6					
25								7				7					
26	2						2		7			7	1				1
27	1						1		3			3					
28								4				4	5				5
29	1						1		4			4	2				2
30	1						1		7			7		2			2
31	1	1					2		2			2		1			1
32								9				9	2				2
33		1					1		5			5	3				3
34		1	1				2		7			7	2				2
35		1					1		9			9					
36	1		4				5		6			6					
37	1		1				2		12			12		2			2
38		1	1				2		12			12		1			1
39			2				2		3	1		4		1	1		2
40			1	1			2		10			11					
41			1				1		10			10		1			1
42								1	5			6					
43								11				11		1			1
44			1				1		4			4					
45									8			8			1		1
46			1				1		5			5					
47								6				6					
48								5	1			6		2			2
49			1				1		6			6		1			1
50			1				1					4					
51				1	2		2		8			8		1	1		2
52			1	2			3		6	2		8		2			2
53			1	1			2		4			4					
54			1				1		9	3		12					
55			1	1			2			7	1		8			2	2
56				1			1		4	2		6		1		1	
57		1		1	1		3		1	2		3		3		3	
58								3	6			9					
59				1			1		1	5		6		1	2		3
60															1		1
61															2		2
62															1		1
63																	
64																	
65																	
66																	
67																	
68																	
69以上																1	1
人員計 人	10	6	18	10	2	46	0	108	118	22	0	248	8	10	9	19	46
構成比 %	21.7	13.0	39.1	21.7	4.3	100.0	0.0	43.5	47.6	8.9	0.0	100.0	17.4	21.7	19.6	41.3	100.0
平均年齢 歳	29.4	38.2	42.7	53.2	54.7	42.0		32.6	48.1	56.9		42.2	28.2	32.7	45.7	56.2	44.2

年齢 級	医療職給料表(2)								医療職給料表(3)							
	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳																
19																
20																
21																
22	1								1							
23	1								1	3						3
24		1							1	2						2
25		5							5	3						3
26		2							2	1						1
27		3							3	1	2					3
28		2							2	1	1					2
29		2							2	2	1					3
30			2						2		1	1				2
31		1	4						5		1					1
32		3	2						5							
33		1	1						2			1				1
34			1						1			2				2
35											1	1				2
36				2					2							
37		1	3	1					5		1	2				3
38				1					1							1
39				2					2			3				3
40		2				2			4				1			1
41						1			1				1			1
42						2			2				2			2
43						3			3				3			3
44												2				2
45												1				1
46		1				1			2							
47						4			4			1				2
48					1	1			2				1			1
49					2				2				1			1
50			1			4			5				2			2
51						2			2				5			5
52						3			3				5			5
53						1			1				2			2
54						1	1		2				3			3
55					1	6			7							
56						3	3		6				1			1
57							3		3				2			2
58							2		2				4			4
59						2	4		6		1		1			2
60																
61																
62																
63																
64																
65																
66																
67																
68																
69以上																
人員計 人	2	24	14	8	38	13	0	99	0	16	9	19	27	0	0	71
構成比 %	2.0	24.2	14.1	8.1	38.4	13.1	0.0	100.0	0.0	22.5	12.7	26.8	38.0	0.0	0.0	100.0
平均年齢 歳	23.1	30.4	34.5	41.5	50.3	57.7		43.0		29.1	32.6	40.1	53.8			41.9

年齢 級	高等学校等教育職給料表						中学校及び小学校教育職給料表						全給料表
	1	2	特2	3	4	計	1	2	特2	3	4	計	
18 歳													18
19													19
20													19
21													25
22		4				4		19					112
23	1	5				6		39					140
24		8				8		40					161
25	1	7				8		44					165
26		6				6		56					147
27	1	12				13		43					163
28	3	25				28		46					197
29		23				23		43					172
30	2	14				16		56					174
31	2	38				40		48					190
32	1	28				29		67					207
33	2	50				52		70					238
34	5	46				51		60					221
35	6	58				64		85					275
36	5	64				69		93					307
37	6	51				57		115					327
38	8	81				89		107					380
39	6	83				89		107					372
40	7	69				76		130					384
41	8	64				72		114					342
42	3	80				83		148		1			399
43	5	112				117		174		2			447
44	1	88				89		201	3	6			437
45	2	66				68		175	5	6			406
46	1	70				71		189	2	11			411
47		98				98		181	4	15			437
48		67	2			69		184	4	30			451
49		67	1			68		163	7	39	2		467
50	1	58	2	3		64		180	10	49	4		505
51		56	1	10		67		185		34	19		520
52		49		10		59		165	2	36	24		478
53		45		11	1	57		165	1	37	46		494
54		45	1	6	4	56		154		27	44		462
55		48		11	5	64		125		27	45		467
56		39		6	6	51		97		21	42		390
57		29		7	9	45		65		12	58		365
58		31		3	17	51		49		15	29		289
59		43		3	11	57		27		17	34		269
60													1
61													2
62													1
63													
64													
65													
66													
67													
68													
69以上													1
人員計 人	77	1,827	7	70	53	2,034	0	4,009	38	385	347	4,779	12,454
構成比 %	3.8	89.8	0.3	3.4	2.6	100.0	0.0	83.9	0.8	8.1	7.3	100.0	100.0
平均年齢 歳	37.8	43.9	50.3	54.4	57.6	44.4		44.3	48.6	52.2	56.6	45.8	44.2

第5表 紹料表別、学歴別人員及び平均経験年数

給料表 学 歴 経験年数	行政職給料表					公安職給料表					海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表(1)				
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	計
	1年未満	35	2	8		45	32		13		45					0	3				3				
1年	50	1	8		59	32		12		44					0	2				2					0
2年	47	4	8		59	29	1	9		39					0	4				4	4				4
3年	30	3	14		47	35	1	14		50		1			1	10				10	2				2
4年	25	1	6		32	38	2	20		60					0	7				7	2				2
5年	29	3	14		46	49	1	8		58		1			1	5				5	2				2
6年	18	1	21		40	57	1	13		71		1			1	1				1	2				2
7年	18	2	11		31	42	2	15		59		1			1	7				7	2				2
8年	27	1	11		39	54	3	12		69		1			1	9				9	2				2
9年	33	3	21		57	20		4		24		1			1	3				3	2				2
10年	44	7	15		66	38	1	13		52		1			1	7				7	1				1
11年	36	2	11		49	29	2	10		41					0	7				7					0
12年	54	4	12		70	26	1	5		32		1			1	9				9	1				1
13年	47	9	11		67	15		9		24		1	1		2	6				6					0
14年	50	5	16		71	13	1	10		24		2	1		3	10				10	1				1
15年	68	16	16		100	13		5		18		3	1		4	11				11	1				1
16年	89	13	15		117	12		11		23		2			2	4				4					0
17年	87	19	19	1	126	6	1	6		13		1	1		2	7				7	2				2
18年	93	13	30		136	9		16		25		2			2	13				13	1				1
19年	78	14	20		112	5	1	12		18		1			1	9				9	1				1
20年	98	20	47		165	5	1	14		20		3			3	4				4	1				1
21年	81	16	54		151	8		9		17					0	11				11					0
22年	70	11	29		110	10		14		24					0	10				10	1				1
23年	73	9	34		116	11		16		27		1			1	5				5					0
24年	47	9	23		79	17		10		27					0	5				5					0
25年	54	8	24		86	12	1	6		19		1			1	1	1			2	1				1
26年	74	10	31		115	9	2	13		24					0	5				5	1				1
27年	93	12	43		148	15		14		29					0	7	2			9	1				1
28年	87	12	34		133	13		12		25					0	7				7	1				1
29年	83	19	32		134	17	1	16		34		1			1	4				4					0
30年	86	12	33		131	23		26		49		2			2	8	1			9	3				3
31年	105	12	59	1	177	31		21		52		2	1		3	9				9	2				2
32年	77	12	37	1	127	20		28		48		1	2		3	11				11	3				3
33年	76	19	40		135	23		34		57					0	6				6	1				1
34年	85	19	42		146	18		21		39		1	1		2	3				3	3				3
35年以上	121	46	187	1	355	33	1	140		174		3	2	1	6	12	1	1		14	2				2
合 計	2,268	369	1,036	4	3,677	819	24	611	0	1,454	0	30	15	1	46	242	5	1	0	248	46	0	0	0	46
平均経験年数	21.2	24.1	24.7	30.1	22.5	14.6	13.4	23.8	0.0	18.5	0.0	21.4	21.6	41.2	21.9	18.7	29.8	38.0	0.0	19.0	18.3				18.3

医療職給料表(2)					医療職給料表(3)					高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					合計				
大 学 卒	短 大 学 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 学 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 学 卒	高 校 卒	中 学 卒	計	大 学 卒	短 大 学 卒	高 校 卒	中 学 卒	計					
				0					0	4				4	27			27	101	2	21		124	
1				1	4				4	9				9	40			40	138	1	20		159	
4	1			5	3	1			4	5				5	37			37	133	7	17		157	
6				6					0	9				9	57			57	149	5	28		182	
6				6	2				2	10				10	51			51	141	3	26		170	
4				4	2	1			3	20				20	48			48	159	5	23		187	
	1			1	1	1			2	23				23	51	1		52	153	6	34		193	
2				2					0	21	1			22	54	2		56	146	7	27		180	
5				5	2	2			4	37				37	55	1		56	191	7	24		222	
4				4	1	1			2	30	1			31	62	1		63	155	7	25		187	
				0					0	41				41	69	2		71	200	11	28		239	
2				2	1				1	49	2			51	62			62	186	6	21		213	
				0					0	61	1			62	79	2		81	230	8	18		256	
1				1	1	2			3	56	1			57	91	2		93	217	15	21		253	
3				3					0	58	1			59	91	3		94	226	12	27		265	
3				3	1	1			2	76	1			77	108	1		109	281	22	22		325	
1				1	2	2			4	83	1	1		85	107			107	298	18	27		343	
2				2	1	1			2	80	1			81	120	2		122	305	25	26	1	357	
2				2	1				1	70	2	1		73	109	1		110	298	18	47		363	
				0	2				2	75	3	1		79	106	2		108	276	21	33		330	
5	1			6	2	1			3	78	3	4		85	144	1		145	337	30	65		432	
1				1	1				1	92	6			98	191	2		193	385	24	63		472	
1				1		1			1	78	3	1		82	199	4		203	368	20	44		432	
				0		1			1	69	1			70	203	6		209	361	17	51		429	
2				2	1				1	87	2	7		96	205	5		210	364	16	40		420	
5	1			6		1			1	86	3	4		93	189	3		192	348	19	34		401	
				0	1				1	55	1	2		58	251	7		258	396	20	46		462	
2	1			3	2				2	70	8	5		83	195	4		199	385	27	62		474	
2				2					0	59	4	4		67	243	2		245	412	18	50		480	
2	2			4	6				6	55	3	3		61	213	4		217	380	30	51		461	
2				2	4				4	52		3		55	249	5		254	427	20	62		509	
3				3	4				4	57	3	3		63	217	1		218	428	18	84	1	531	
3	1			4					0	43	5	3		51	165	7		172	322	26	70	1	419	
4	1			5		1			1	46	4	1		51	151	10		161	307	35	75		417	
3	1			4	1				1	40	5	1		46	152	21		173	305	47	65		417	
5	2	1		8	7	1			8	116	13	11		140	219	67		286	515	134	342	2	993	
85	13	1	0	99	53	18	0	0	71	1,900	79	55	0	2,034	4,610	169	0	0	4,779	10,023	707	1,719	5	12,454
17.8	26.2	40.9	0.0	19.1	20.5	16.4	0.0	0.0	19.5	21.3	26.8	28.7		21.7	22.8	30.2	0.0	0.0	23.1	21.3	25.3	24.5	32.3	22.0

第6表 級別平均給料額

給料表 職務の級	行政職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	高等 学校等 教育職	中学校及 び小学校 教育職
1 級	円 180,275 533	円 195,354	円 215,479		円 318,125	円 179,230		円 297,423 6,251 11,198	
2 級	212,291 416	236,643	266,763	270,172	391,420	212,060 2,623	219,229 2,312	383,859 4,308 14,549 1,163	375,213 1,648 14,199 1,266
特2級								443,371 8,080 16,741	415,882 15,995
3 級	289,293 283 48	275,180 111 69	340,144 457	377,536 2,273	503,408 4,242	267,474 1,279	265,445 6,361	448,823 3,188 63	426,158 75 2,493
4 級	355,925 728	361,439 1,951	417,617 3,706	416,439 121	568,620 11,814	312,017 3,263 4,722	320,101 4,142	470,971 3,647 990	445,783 2,858
5 級	392,899 168 4,641	411,012 2,818	444,776 5,389			379,700 544 4,644	395,610 7,031		
6 級	406,871 25 1,216	429,572 253 4,952				407,787 2,542 6,387			
7 級	422,902	444,686 2,022							
8 級	450,505	458,799 3,443							
9 級	493,040	469,993							
全 級	336,733 175 1,506	323,916 42 1,481	324,863 1,219	334,232 1,092	473,775 1,348 5,710	317,359 1,741 2,621	319,156 2,436 2,674	385,298 4,339 13,550 2,674	384,765 1,389 12,039 1,073 1,470

(注) 各欄内訳の上段は給料の調整額、中段は教職調整額、下段は切替に伴う差額である。

第7表 給料表別平均給与月額

区分		平均支給月額										
給料表		給料	うち給料の調整額	うち教職調整額	うち切替に伴う差額	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	特地勤務手当	その他	合計
全 給 料 表	24年	円	361,758	1,331	6,832	1,440	6,311	10,812	501	3,661	4,163	2,480 389,686
	23年		370,318	1,314	6,939	3,030	6,342	11,176	441	3,500	4,431	2,370 398,578
行 政 職	24年	336,733	175		1,506	8,195	11,777	623	2,405	3,006	1,901	364,640
	23年	346,410	172		3,265	8,209	12,318	600	2,266	3,231	1,863	374,897
(中小学校事務職)	24年	314,464			2,667		5,584		4,494	6,240		330,782
	23年	328,144			5,139		6,324		4,357	6,958		345,783
公 安 職	24年	323,916	42		1,481	3,527	13,598	180	1,970	3,184	3,606	349,981
	23年	333,615	43		3,118	3,461	13,945	80	1,889	3,634	3,422	360,046
海 事 職	24年	324,863			1,219		12,739		2,641	2,918	1,500	344,661
	23年	333,526			3,050		14,622		3,178	4,145	1,533	357,004
研 究 職	24年	334,232			1,092	4,641	11,931		4,779	1,219	1,359	358,161
	23年	344,731			2,375	4,820	12,604		4,704	1,422	1,550	369,831
医 療 職 (1)	24年	473,775	1,348		5,710	36,148	13,728	78,548	4,880	4,701	279,437	891,217
	23年	479,410	1,550		8,665	34,963	14,650	79,353	2,900	2,791	287,120	901,187
医 療 職 (2)	24年	317,359	1,741		2,621	6,214	6,990		2,549	5,564	9,445	348,121
	23年	327,813	1,874		5,641	5,652	7,262		1,973	5,229	8,651	356,580
(中小学校栄養職)	24年											
	23年	251,800										251,800
医 療 職 (3)	24年	319,156	2,436		2,674		2,549		1,197	4,722	972	328,596
	23年	335,216	2,904		4,638	646	2,918		2,187	5,613	1,030	347,610
高 等 学 校 等 教 育 職	24年	385,298	4,339	13,550	1,073	3,280	10,648	35	5,663	3,269	1,064	409,257
	23年	391,579	4,364	13,770	2,085	3,248	10,642		5,349	3,131	1,051	415,000
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	24年	384,765	1,389	12,039	1,470	6,955	9,389		4,288	5,853	467	411,717
	23年	393,303	1,330	12,290	3,132	7,087	9,729		4,161	6,311	563	421,154

(注) 1 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校事務職、中小学校栄養職、中学校及び小学校教育職においてはへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額である。

2 その他は、単身赴任手当等である。

第8表 紙料表別管理職手当支給状況

区分 給料表	支給区分						受給者 数合計	受給者 1人当たり 平均支給額	職員 1人当たり 平均支給額
	1種 本庁部長 など	2種 本庁次長 など	3種 本庁課長 校長 など	4種 校長 など	5種 本庁室長 校長・教頭 など	6種 調整監 教頭 など			
	人 21	人 71	人 213	人 126	人 530	人 463			
全給料表							人 1,424	円 55,199	円 6,311
行政職	21	51	113	14	141	181	521	57,840	8,195
公安職			13	40	17		70	73,267	3,527
海事職							0	0	0
研究職				4		8	10	22	52,322
医療職(1)		7	8		2	1	18	92,378	36,148
医療職(2)					10	3	13	47,322	6,214
医療職(3)							0	0	0
高等学校等 教育職			17	27	50	25	119	56,071	3,280
中学校及び 小学校教育職			31	68	319	243	661	50,284	6,955

第9表 紙料表別扶養手当支給状況等

その1 扶養親族数別職員数

扶養親族数\区分	該当職員数	対象扶養親族数	
		配偶者	配偶者以外の扶養親族
1人	人 2,213	人 822	人 1,391
2人	2,179	818	3,540
3人	1,634	982	3,920
4人	584	489	1,847
5人	87	79	356
6人	10	9	51
7人	1	0	7
計	6,708	3,199	11,112

(注) 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

その2 紙料表別平均扶養親族数及び平均支給額

給料表\区分	受給者数	受給者	受給者	職員
		1人当たり 扶養親族数	1人当たり 平均支給額	1人当たり 平均支給額
全 給 料 表	人 6,708	人 2.1	円 20,074	円 10,812
行 政 職	2,141	2.1	20,226	11,777
公 安 職	920	2.2	21,491	13,598
海 事 職	29	2.1	20,207	12,739
研 究 職	140	2.2	21,136	11,931
医 療 職 (1)	30	2.2	21,050	13,728
医 療 職 (2)	40	1.8	17,300	6,990
医 療 職 (3)	11	1.8	16,455	2,549
高 等 学 校 等 教 育 職	1,090	2.2	19,869	10,648
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	2,307	2.1	19,450	9,389

第10表 給料表別住居手当支給状況

区 分 給 料 表	支 給 区 分				職 員 数			受給者 1 人 当たり 平均 支給額	職 員 1 人 当たり 平均 支給額		
	職 員			配偶者等	受給者	非受給者	合 計				
	手当月額 11,000円 以下	手当月額 11,000円 超 27,000円 未満	手当月額 27,000円								
全 給 料 表	人	1,815	15	774	1,026	41	1,853	10,601	12,454	円	円
		100.0%	0.8%	42.6%	56.5%		14.9%	85.1%	100.0%		
行 政 職	355	3	158	194	10	365	3,312	3,677	24,224	2,405	
		100.0%	0.8%	44.5%	54.6%		9.9%	90.1%	100.0%		
公 安 職	106		65	41	21	127	1,327	1,454	22,549	1,970	
		100.0%		61.3%	38.7%		8.7%	91.3%	100.0%		
海 事 職	6	1	2	3		6	40	46	20,250	2,641	
		100.0%	16.7%	33.3%	50.0%		13.0%	87.0%	100.0%		
研 究 職	47		16	31	1	48	200	248	24,690	4,779	
		100.0%		34.0%	66.0%		19.4%	80.6%	100.0%		
医 療 職 (1)	8		2	6	1	9	37	46	24,944	4,880	
		100.0%		25.0%	75.0%		19.6%	80.4%	100.0%		
医 療 職 (2)	11		6	5		11	88	99	22,945	2,549	
		100.0%		54.5%	45.5%		11.1%	88.9%	100.0%		
医 療 職 (3)	4		4			4	67	71	21,250	1,197	
		100.0%		100.0%			5.6%	94.4%	100.0%		
高 等 学 校 等	445		137	308	1	446	1,588	2,034	25,828	5,663	
教 育 職	100.0%		30.8%	69.2%		21.9%	78.1%	100.0%			
中 学 校 及 び	833	11	384	438	7	837	3,942	4,779	24,486	4,288	
小学校教育職	100.0%	1.3%	46.1%	52.6%		17.5%	82.5%	100.0%			

(注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、「職員」と「配偶者等」の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 紙料表別通勤手当支給状況

区分 給料表	受給者						非受給者	合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額				
	交通 機関等 利用者	交通用具使用者			併用者	小計								
		自動 四輪	自転 車等	自動四輪と 自転車等										
全 紙 料 表	人 403	人 8,840	人 599	人 1	人 74	人 9,917	人 2,537	人 12,454	円 9,249	円 7,365				
	3.2%	71.0%	4.8%	0.0%	0.6%	79.6%	20.4%	100.0%						
行 政 職	333	1,909	347		47	2,636	1,041	3,677	9,979	7,154				
	9.1%	51.9%	9.4%		1.3%	71.7%	28.3%	100.0%						
公 安 職	27	569	195		1	792	662	1,454	4,306	2,345				
	1.9%	39.1%	13.4%		0.1%	54.5%	45.5%	100.0%						
海 事 職		21				21	25	46	10,762	4,913				
		45.7%				45.7%	54.3%	100.0%						
研 究 職	12	193	23	1		229	19	248	9,164	8,462				
	4.8%	77.8%	9.3%	0.4%		92.3%	7.7%	100.0%						
医 療 職 (1)	2	9				11	35	46	14,089	3,369				
	4.3%	19.6%				23.9%	76.1%	100.0%						
医 療 職 (2)	2	62	5		2	71	28	99	14,014	10,051				
	2.0%	62.6%	5.1%		2.0%	71.7%	28.3%	100.0%						
医 療 職 (3)		45	2			47	24	71	10,687	7,075				
		63.4%	2.8%			66.2%	33.8%	100.0%						
高 等 学 校 等	12	1,709	13		6	1,740	294	2,034	11,119	9,511				
教 育 職	0.6%	84.0%	0.6%		0.3%	85.5%	14.5%	100.0%						
中 学 校 及 び	15	4,323	14		18	4,370	409	4,779	8,852	8,094				
小学校教育職	0.3%	90.5%	0.3%		0.4%	91.4%	8.6%	100.0%						

第12表 通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数

区分	通勤方法等 利 用 者	交通用具使用者			併用者		計
		自動四輪	自転車等	自動四輪と 自転車等	交通機関等と 自動四輪	交通機関等と 自転車等	
手当受給職員数	人	人	人	人	人	人	人
運 賃 等 相 當 額	10,000円以下	230				4	234
	10,001円以上 20,000円以下	156			39	6	201
	20,001円以上 30,000円以下	14			14	2	30
	30,001円以上 40,000円以下	2			4	3	9
	40,001円以上 50,000円以下	1			2		3
	50,001円以上 55,000円以下						
	55,001円以上						
	計	403			59	15	477
	受給職員平均運賃等相当額	円 10,817			円 20,443	円 18,027	円 12,234
使 用 距 離	4km未満		人 1,446	人 398	人 28	人 11	人 1,883
	4km以上 6km未満		1,263	146	1	10	3
	6km以上 10km未満		1,638	48		16	1
	10km以上 14km未満		982	5		4	991
	14km以上 18km未満		712	2		1	715
	18km以上 22km未満		619				619
	22km以上 26km未満		425				425
	26km以上 30km未満		320				320
	30km以上 34km未満		350				350
	34km以上 38km未満		333				333
	38km以上 42km未満		236				236
	42km以上 46km未満		156				156
	46km以上 50km未満		97				97
	50km以上 54km未満		87				87
	54km以上 58km未満		58				58
	58km以上 62km未満		37				37
	62km以上 66km未満		34				34
	66km以上 70km未満		15				15
	70km以上 74km未満		14				14
	74km以上 78km未満		7				7
	78km以上		11				11
	計		8,840	599	1	59	15
	受給職員平均支給額		円 9,624	円 1,345	円 3,100	円 3,790	円 1,253
							円 9,052

(注) 受給職員平均運賃等相当額等は、1箇月当たりのものである。

第13表 納入表別地域手当支給状況

区分 給料表	支給区分						非支給地	受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地				
	東京都 特別区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市 ほか	広島県 広島市		岡山県 岡山市				
全 納 入 表	人 22	人 11	人 2	人 12	人 1	人 46	人 94	円 66,336	円 501	
行 政 職	19	10	2	8		1		40	57,245	623
公 安 職	2	1		4				7	37,300	180
海 事 職								0	0	0
研 究 職								0	0	0
医 療 職 (1)							46	46	78,548	78,548
医 療 職 (2)								0	0	0
医 療 職 (3)								0	0	0
高 等 学 校 等 教 育 職	1							1	71,505	35
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職								0	0	0

第14表 任期付研究員の給料表別、号給別人員

該当なし

第15表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

第16表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

項目	区分	
	平成24年	平成23年
給 料	円 340,576	円 348,977
管 理 職 手 当	8,392	8,314
扶 養 手 当	12,036	12,502
地 域 手 当	638	609
住 居 手 当	2,415	2,286
特 地 勤 務 手 当	3,054	3,231
そ の 他	1,946	1,889
合 計	369,057	377,808
適 用 人 員	3,591 人	3,688 人
平 均 年 齢	44.5 歳	44.5 歳

- (注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、各年度の新規学卒の採用者は含まれていない。  
 2 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。  
 3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びべき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。  
 4 その他は、単身赴任手当等である。

第17表 給料表別休職者等の状況

区分 給料表	休職	育児休業	平成24年4月1日 付け退職	合計
全給料表	人 44	人 176	人	人 220
行政職	16	31		47
公安職	1	9		10
海事職				0
研究職				0
医療職(1)				0
医療職(2)		2		2
医療職(3)		4		4
高等学校等教育職	12	50		62
中学校及び小学校教育職	15	80		95

第18表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表 級	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	計
全給料表	人 6	人 21	人	人 4	人 3	人 3	人 2	人	人	人	人 39
行政職				4							4
(中小学校事務職)				4							4
公安職					3	3	2				8
海事職											0
研究職											0
医療職(1)											0
医療職(2)											0
(中小学校栄養職)											0
医療職(3)											0
高等学校等教育職	6	18									24
中学校及び小学校教育職		3									3

その2 短時間勤務職員

該当なし

## 2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成24年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、平成24年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

### (2) 調査の方法

本委員会及び人事院の職員等が分担して各事業所に赴き、面接によって調査した。

### (3) 調査の範囲

#### ア 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された222事業所

#### イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種…22職種、その他の職種…56職種）

### (4) 調査対象の抽出

#### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から123事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

#### イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

### (5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した123事業所のうち、規模が調査の対象外である事業所及び調査不能の事業所を除く113事業所である。

#### イ 調査実人員 4,448人

内訳 初任給関係 114人（うち行政職に相当する職種 94人）

上記以外 4,334人（うち行政職に相当する職種3,535人）

### (6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

第19表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	計	企業規模		
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	事業所 113	事業所 30	事業所 56	事業所 27
漁業	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	13	3	2	8
製造業	60	12	33	15
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	14	8	4	2
卸売業、小売業	6	1	4	1
金融業、保険業、不動産業、物品貸貸業	4	1	2	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	16	5	11	0

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、  
「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上  
の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事所規模  
50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第20表 民間との給与比較における対応関係

職員の職務の級	民間の従業員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	_____	_____
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
6級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
5級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
4級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
3級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員
2級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係  
を示したものである。

2 係制を探っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任について、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
9級	本庁の部長の職務又はこれに相当する職務
8級	本庁の次長の職務又はこれに相当する職務
7級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
6級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
5級	本庁のグループリーダーの職務又はこれに相当する職務
4級	企画員の職務又はこれに相当する職務
3級	主任の職務又はこれに相当する職務
2級	主任主任若しくは主任技師の職務又はこれらに相当する職務
1級	主任若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務

## 第21表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

### その1 給与比較の対象職種

- ・支店長…構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
- ・工場長…構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部長・技術部長…
  - { 2課以上又は構成員20人以上の部の長
  - 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部次長・技術部次長…
  - { 前記部長に事故等のあるときの職務代行者
  - 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
- ・事務課長・技術課長…
  - { 2係以上又は構成員10人以上の課の長
  - 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
- ・事務課長代理・技術課長代理…
  - { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者
  - 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
  - 課長に直属し部下4人以上を有する者
  - 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
- ・事務係長・技術係長… 係の長及び係長級専門職

### その2 給与比較の対象外職種

- ・電話交換手…見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・研究所長…構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
- ・研究部(課)長…2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
- ・研究室(係)長…構成員3人以上の室(係)の長
- ・主任研究員…研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
- ・病院長…部下に医師又は歯科医師5人以上
- ・副院长…上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
- ・医科長…部下に医師又は歯科医師1人以上
- ・薬局長…部下に薬剤師2人以上
- ・総看護師長…部下に看護師長5人以上
- ・看護師長…部下に看護師又は准看護師5人以上

## その1 給与比較の対象職種

### 1 規 模 計

職種名	区分	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額		
				きまつて支給する給与 A	うち時間外手当 B	A-B
支 店	長	人 4	歳 52.7	円 753,077	円 -	円 753,077
	大 学 卒	2	* *	* *	-	*
	短 大 卒	1	* *	* *	-	*
	高 校 卒	1	* *	* *	-	*
	中 学 卒	-	-	-	-	-
工 場	長	10	50.7	511,499	-	511,499
	大 学 卒	2	* *	* *	-	*
	短 大 卒	-	-	-	-	-
	高 校 卒	8	51.6	535,466	-	535,466
	中 学 卒	-	-	-	-	-
事 務 部	長	77	52.9	537,662	1,220	536,442
	大 学 卒	53	53.0	570,621	1,533	569,088
	短 大 卒	4	54.0	623,351	-	623,351
	高 校 卒	19	52.7	450,863	782	450,081
	中 学 卒	1	* *	* *	* *	*
技 術 部	長	66	52.4	522,635	4,057	518,578
	大 学 卒	34	51.8	602,164	355	601,809
	短 大 卒	8	50.7	475,651	-	475,651
	高 校 卒	24	53.7	442,199	9,917	432,282
	中 学 卒	-	-	-	-	-
事 務 部 次	長	44	49.9	441,895	4,204	437,691
	大 学 卒	35	50.6	452,287	5,078	447,209
	短 大 卒	2	* *	* *	* *	*
	高 校 卒	7	47.5	385,406	2,012	383,394
	中 学 卒	-	-	-	-	-
技 術 部 次	長	18	49.8	410,651	6,874	403,777
	大 学 卒	7	50.2	450,821	6,262	444,559
	短 大 卒	1	* *	* *	* *	*
	高 校 卒	10	49.0	391,229	7,967	383,262
	中 学 卒	-	-	-	-	-

(注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成24年4月分平均支給額の欄を「\*」としている。(以下本表において同じ。)

職種名	区分 調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額		
			きまつて支給する給与 A	うち時間外手当 B	A-B
事務課長	人	歳	円	円	円
	158	48.4	509,976	4,164	505,812
	大学卒	91	535,096	4,358	530,738
	短大卒	13	464,904	1,234	463,670
	高校卒	54	481,292	4,582	476,710
技術課長	中学卒	-	-	-	-
	人	歳	円	円	円
	224	48.1	493,039	6,120	486,919
	大学卒	86	527,845	2,727	525,118
	短大卒	32	509,987	5,367	504,620
事務課長代理	高校卒	103	465,545	9,197	456,348
	人	歳	円	円	円
	3	50.0	330,041	-	330,041
	大学卒	15	420,122	29,658	390,464
	短大卒	3	448,576	42,823	405,753
技術課長代理	高校卒	13	447,988	41,498	406,490
	中学卒	-	385,244	13,718	371,526
	人	歳	円	円	円
	48	49.6	538,112	62,637	475,475
	大学卒	10	461,702	26,451	435,251
事務係長	短大卒	6	462,808	16,514	446,294
	高校卒	32	574,561	81,913	492,648
	人	歳	円	円	円
	中学卒	-	-	-	-
	大学卒	59	397,766	48,027	349,739
技術係長	短大卒	17	368,087	28,547	339,540
	高校卒	78	359,990	39,812	320,178
	中学卒	1	424,445	63,483	360,962
	人	*	*	*	*
	283	45.0	457,378	78,180	379,198
事務係員	大学卒	83	492,441	93,860	398,581
	短大卒	29	443,668	70,699	372,969
	高校卒	167	443,432	71,469	371,963
	人	歳	円	円	円
	4	44.7	338,049	53,753	284,296

職種名	区分 調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額		
			きまつて支給する給与 A	うち時間外手当 B	A-B
事務	主任	人 174	歳 44.1	円 343,955	円 46,326
	大学卒	50	43.1	336,393	33,439
	短大卒	29	43.0	293,258	41,626
	高校卒	92	44.8	363,300	53,766
	中学卒	3	51.9	354,162	275,419
技術	主任	人 288	歳 40.1	円 402,254	円 72,429
	大学卒	97	37.9	403,435	79,541
	短大卒	38	38.8	411,043	80,658
	高校卒	151	42.1	399,667	65,288
	中学卒	2	*	*	*
事務	係員	人 1,039	歳 38.8	円 272,669	円 30,873
	大学卒	311	34.3	283,867	35,912
	短大卒	128	38.2	245,599	26,601
	高校卒	591	41.1	272,223	29,443
	中学卒	9	52.7	287,984	7,580
技術	係員	人 916	歳 33.2	円 294,145	円 48,668
	大学卒	313	30.1	301,010	58,086
	短大卒	119	30.6	273,588	44,922
	高校卒	477	36.6	293,645	41,434
	中学卒	7	52.4	335,636	26,650

2 企業規模500人以上

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額		
			きまつて支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支 店 長	人 3	歳 56.2	円 797,367	円 -	円 797,367
工 場 長	5	51.5	494,351	-	494,351
事 務 部 長	30	52.2	690,583	551	690,032
技 術 部 長	26	51.5	681,648	47	681,601
事 務 部 次 長	12	51.7	512,628	1,385	511,243
技 術 部 次 長	2	*	*	*	*
事 勿 課 長	90	49.4	579,198	5,294	573,904
技 術 課 長	98	49.5	620,990	6,390	614,600
事 勿 課 長 代 理	10	48.3	521,099	40,341	480,758
技 術 課 長 代 理	31	51.3	626,126	91,756	534,370
事 勿 係 長	91	47.0	461,003	63,850	397,153
技 術 係 長	131	46.2	568,800	107,754	461,046
事 勉 主 任	74	44.7	394,749	55,035	339,714
技 術 主 任	134	40.8	464,745	84,830	379,915
事 勉 係 員	447	39.9	314,849	42,609	272,240
技 術 係 員	445	31.2	305,303	55,592	249,711

3 企業規模100人以上500人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額		
			きまつて支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支 店 長	人 1	歳 *	円 *	円 *	円 *
工 場 長	5	49.8	530,737	-	530,737
事 務 部 長	37	52.8	470,401	2,364	468,037
技 術 部 長	18	52.4	484,964	1,584	483,380
事 務 部 次 長	30	49.1	420,274	5,967	414,307
技 術 部 次 長	4	49.7	469,554	632	468,922
事 勿 課 長	57	48.0	425,027	3,434	421,593
技 術 課 長	84	47.4	433,838	1,503	432,335
事 勿 課 長 代 理	21	43.0	361,710	23,479	338,231
技 術 課 長 代 理	13	47.6	406,408	6,445	399,963
事 勿 係 長	48	43.7	318,230	27,808	290,422
技 術 係 長	111	44.9	369,585	54,510	315,075
事 勉 主 任	86	44.0	312,736	39,284	273,452
技 術 主 任	116	40.2	352,503	63,017	289,486
事 勉 係 員	466	38.3	242,649	20,995	221,654
技 術 係 員	381	36.7	284,889	41,411	243,478

## 4 企業規模100人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額		
			きまつて支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A-B
支 店 長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -
工 場 長	-	-	-	-	-
事 務 部 長	10	54.5	385,624	-	385,624
技 術 部 長	22	53.2	410,730	8,716	402,014
事 務 部 次 長	2	*	*	*	*
技 術 部 次 長	12	49.8	363,955	8,970	354,985
事 勿 課 長	11	43.8	383,253	-	383,253
技 術 課 長	42	46.6	345,373	11,665	333,708
事 勿 課 長 代 理	-	-	-	-	-
技 術 課 長 代 理	4	44.3	335,728	21,375	314,353
事 勿 係 長	16	43.1	294,267	22,757	271,510
技 術 係 長	41	41.6	294,797	35,691	259,106
事 勉 主 任	14	42.4	270,745	40,352	230,393
技 術 主 任	38	38.0	303,359	51,855	251,504
事 勉 係 員	126	36.9	210,427	17,195	193,232
技 術 係 員	90	37.5	232,704	15,980	216,724

その2 給与比較の対象外職種

規 模 計

職種名	区分	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額		
				きまつて支 給する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B
電 話 交 換 手	人	人	歳	円	円	円
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	-
守 用 務 員	衛	2	*	*	*	*
研 究 所 長		1	*	*	*	*
研 究 部 ( 課 ) 長		2	*	*	*	*
研 究 室 ( 係 ) 長		-	-	-	-	-
主 任 研 究 員		10	47.1	592,450	-	592,450
研 究 員		12	39.8	448,590	33,790	414,800
研 究 補 助 員		11	30.1	327,439	55,701	271,738
病 院 長		3	58.8	1,252,738	28,717	1,224,021
副 院 長		4	58.5	1,197,983	115,873	1,082,110
医 科 長		16	48.9	1,251,048	150,419	1,100,629
医 師		17	39.2	881,952	60,174	821,778
歯 科 医 師		2	*	*	*	*
薬 局 長		4	53.8	556,977	57,496	499,481
薬 剤 師		19	37.8	374,760	23,031	351,729
診 療 放 射 線 技 師		32	39.5	350,213	22,742	327,471
臨 床 検 查 技 師		44	43.0	326,372	14,145	312,227
栄 養 士		39	34.1	239,599	8,142	231,457
理 学 療 法 士		63	35.6	306,580	13,075	293,505
作 業 療 法 士		64	32.0	269,363	8,409	260,954
総 看 護 師 長		3	55.8	503,619	-	503,619
看 護 師 長		94	49.2	394,075	29,863	364,212
看 護 師		217	39.1	337,008	30,971	306,037
准 看 護 師		140	44.4	281,279	27,554	253,725

第22表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職種		学歴	企業規模計	500人以上	500人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	171,013	193,202	165,731
		短大卒	* 155,116	-	* 155,116
		高校卒	* 153,018	* 160,722	* 150,326
	新卒技術者	大学卒	* 184,360	x	* 182,563
		短大卒	* 170,830	* 173,964	* 168,030
		高校卒	* 152,551	-	* 152,551
	新卒事務員・技術者 計	大学卒	176,257	* 195,768	172,880
		短大卒	* 166,857	* 173,964	* 162,987
		高校卒	152,785	* 160,722	151,601
その他	新卒栄養士	大学卒	* 162,036	x	x
	準新卒看護師	短大卒	* 198,560	* 198,560	-
	準新卒准看護師	高校卒	* 163,133	x	x

- (注) 1 金額は、きまつて支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成23年度中に資格免許を取得し、平成24年4月までの間に採用された場合をいう。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「\*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第23表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒	計	36.4	(15.5)	(82.1)	(2.4)	63.6	
	500人以上	62.0	-	(94.6)	(5.4)	38.0	
	500人未満	27.3	(27.9)	(72.1)	-	72.7	
高校卒	計	31.8	(16.5)	(80.7)	(2.8)	68.2	
	500人以上	62.4	-	(94.6)	(5.4)	37.6	
	500人未満	21.0	(33.9)	(66.1)	-	79.0	

(注) ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第24表 民間における昇給制度の状況

(単位: %)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度あり			昇給制度無し
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	計	88.7%	(51.2)	(82.4)	(44.0)	11.3%
	500人以上	81.1%	(68.3)	(81.9)	(77.2)	18.9%
	500人未満 100人以上	96.2%	(46.6)	(83.0)	(38.6)	3.8%
	100人未満	84.6%	(45.5)	(81.8)	(27.3)	15.4%
課長級	計	85.1%	(39.2)	(80.8)	(43.6)	14.9%
	500人以上	72.9%	(31.4)	(84.6)	(74.6)	27.1%
	500人未満 100人以上	94.2%	(41.1)	(80.1)	(39.2)	5.8%
	100人未満	82.6%	(42.1)	(78.9)	(26.3)	17.4%

(注) 1 ( ) 内の数字は、昇給制度のある事業所を100とした割合である。

2 昇給制度の内容は、複数回答である。

第25表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	9,776 円
配偶者と子1人	14,618
配偶者と子2人	18,570

(注) 家族手当の支給について配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第26表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	50.7%
非支給	49.3
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	14,000円以上15,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の最高支給限度額は、27,000円である。

第27表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (a)	312,110 円	226,039 円
	上半期 (b)	316,185 円	231,230 円
特別給の支給額	下半期 (A)	622,519 円	364,285 円
	上半期 (B)	537,415 円	329,141 円
特別給の支給割合	下半期 (A/a)	1.99 月分	1.61 月分
	上半期 (B/b)	1.70 月分	1.42 月分
年間計		3.69 月分	3.04 月分

(注) 1 下半期とは平成23年8月から平成24年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第28表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	部長級(非役員)		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	%	%	%	%	%	%
40.9	59.1	42.2	57.8	52.4	47.6	
500人以上	24.1	75.9	28.8	71.2	51.0	49.0
100人以上 500人未満	57.3	42.7	55.6	44.4	61.6	38.4
100人未満	33.4	66.6	34.6	65.4	39.5	60.5

第29表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割 合	累積割合	割 合	累積割合
31%以上	2.8 %	2.8 %	2.6 %	2.6 %
30%	26.4	29.2	31.9	34.5
29%	0.0	29.2	0.0	34.5
28%	0.0	29.2	0.0	34.5
27%	0.0	29.2	0.0	34.5
26%	0.0	29.2	0.0	34.5
25%	70.8	100.0	65.5	100.0

### 3 生計費及び労働経済関係

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、平成24年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食 料 費	… 食料
住 居 関 係 費	… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
被 服 ・ 履 物 費	… 被服及び履物
雑 費 I	… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑 費 II	… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の標準生計費に家計調査における費目別平均支出金額（1ヶ月の日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）の全国と松江市との数値比を乗じて算出した。

2人～5人世帯については、費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数（次表のとおり）を乗じて算定した。

世帯人員 費 目	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0. 501	0. 629	0. 758	0. 886
住 居 関 係 費	0. 948	0. 871	0. 794	0. 717
被 服 ・ 履 物 費	0. 407	0. 525	0. 643	0. 761
雑 費 I	0. 363	0. 474	0. 585	0. 697
雑 費 II	0. 434	0. 471	0. 507	0. 544

#### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成23年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第30表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 全国

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食 料 費	26,280 円	36,630 円	46,030 円	55,440 円	64,850 円
住 居 関 係 費	46,400	49,330	45,330	41,330	37,340
被 服 ・ 履 物 費	4,420	6,110	7,880	9,650	11,420
雜 費 I	29,760	53,210	69,550	85,890	102,220
雜 費 II	10,680	30,570	33,160	35,740	38,330
計	117,540	175,850	201,950	228,050	254,160

その2 松江市

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食 料 費	26,030 円	36,270 円	45,590 円	54,910 円	64,230 円
住 居 関 係 費	123,460	131,240	120,610	109,980	99,340
被 服 ・ 履 物 費	3,590	4,970	6,400	7,840	9,280
雜 費 I	20,530	36,710	47,980	59,250	70,520
雜 費 II	9,760	27,940	30,300	32,660	35,020
計	183,370	237,130	250,880	264,640	278,390

第31表 労働経済指標

項目	年度・年月		平成 22年度	平成 23年度	平成23年 4月	5月	6月	7月
	① 常用雇用指数 (調査産業計)	前年度比・ 前年同月比 (%)						
雇用	② 有効求人倍率 (季節調整値)	全国	(倍)	0.56	0.68	0.62	0.62	0.63
		島根県	(倍)	0.74	0.88	0.83	0.84	0.85
	③ 完全失業率 (季節調整値)		(%)	5.0	4.5	4.7	4.6	4.7
賃金・ 労働時間	④ きまつて支給する給与 (調査産業計)	全国	(千円)	291.4	291.7	293.1	288.6	292.5
			前年度比・ 前年同月比 (%)	0.5	0.0	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.2
		島根県	(千円)			256.5	252.2	254.4
			前年度比・ 前年同月比 (%)			△ 0.6	△ 0.1	△ 0.8
	⑤ うち所定内給与	全国	(千円)	267.4	267.6	269.2	265.9	269.3
			前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.3	0.0
		島根県	(千円)			235.3	230.6	233.0
			前年度比・ 前年同月比 (%)			0.3	△ 0.4	△ 0.8
	⑥ うち所定外給与	全国	(千円)	24.0	24.1	23.9	22.7	23.1
		島根県	(千円)			21.1	21.5	21.4
		全国	(時間)	149.5	149.8	152.1	142.2	155.1
		島根県	(時間)			158.0	146.0	157.1
	⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	全国	(時間)	12.0	12.0	11.8	11.2	11.5
		島根県	(時間)			11.7	10.7	10.5
		全国	(時間)	12.0	12.0	11.8	11.2	11.5
		島根県	(時間)			11.7	10.7	10.5
生計費	⑨ 消費支出 (名目)	全国	(千円)	290.8	282.9	291.9	276.5	265.0
			前年比・ 前年同月比 (%)	△ 0.4	△ 2.7	△ 3.1	△ 1.7	△ 4.2
		松江市	(千円)	280.6	269.3	271.9	290.2	263.8
			前年比・ 前年同月比 (%)	△ 2.9	△ 4.0	2.1	15.0	△ 2.7
	⑩ 消費者物価指数 (総合)	勤労者世帯	全国	(千円)	318.2	308.5	324.6	301.0
				前年比・ 前年同月比 (%)	△ 0.2	△ 3.0	△ 2.1	△ 0.8
		松江市	(千円)	309.3	298.6	336.1	336.0	255.3
			前年比・ 前年同月比 (%)	1.8	△ 3.4	10.4	27.7	△ 7.7
物価	⑪ 国内企業物価指数	全国	前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4
		松江市	前年度比・ 前年同月比 (%)	△ 0.4	0.1	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.3
			前年度比・ 前年同月比 (%)	0.7	1.4	1.8	1.6	1.9
								2.2

(注) 1 ①、④、⑤、⑩、⑪は平成22年基準（ただし、④、⑤における島根県の平成23年4月～12月分及び⑪の平成22年度につく）  
2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。

3 ⑨の平成22年度、23年度の欄は、それぞれ平成22暦年、23暦年の数値である。

4 ⑨の全国の欄は農林漁家世帯を除く数値、松江市の欄は農林漁家世帯を含む数値である。

5 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。

(1)③は、平成22年度及び平成23年度について岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果、平成23年4月～8月分につく。  
(2)⑨は、平成23年度（平成23暦年）及び平成23年4月～12月分については、調査票を回収できなかつた地域について東北

8月	9月	10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月	4月	5月	資料出所
△ 0.1	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.2	0.0	△ 0.2	△ 0.2	0.0	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.66	0.67	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.81	厚生労働省
0.87	0.87	0.88	0.88	0.90	0.92	0.91	0.95	1.00	1.07	
4.4	4.2	4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5	4.6	4.4	総務省 (労働力調査)
290.4	292.2	293.9	293.4	293.7	287.6	290.3	292.5	293.0	289.0	
△ 0.3	0.0	0.2	0.2	△ 0.1	0.0	0.5	1.2	0.8	1.1	
251.6	253.0	255.2	255.5	253.7	247.0	248.5	249.8	249.6	249.1	
△ 0.4	△ 0.4	0.7	0.0	0.8	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.7	△ 1.7	△ 0.3	
267.3	268.8	269.1	268.2	268.5	263.4	265.7	267.7	268.1	265.2	
△ 0.3	0.1	△ 0.1	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.4	1.1	0.3	0.6	
230.7	232.4	233.3	233.1	231.5	227.0	227.9	228.7	228.8	229.0	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
△ 0.1	0.3	0.7	△ 0.1	0.6	△ 0.5	△ 0.1	△ 0.2	△ 1.9	0.3	
23.1	23.4	24.8	25.1	25.2	24.2	24.7	24.8	24.9	23.8	
20.9	20.6	21.9	22.3	22.2	19.9	20.6	21.1	20.8	20.2	
148.4	150.4	150.0	152.1	150.1	140.9	151.4	152.6	153.6	148.3	
150.8	151.3	151.4	152.5	150.0	142.7	154.8	156.1	157.1	151.0	
11.4	11.9	12.3	12.3	12.7	12.0	12.3	12.8	12.7	12.1	
10.4	10.5	10.7	10.7	10.5	10.7	11.1	11.8	11.5	11.0	
282.0	269.6	284.7	273.8	328.0	283.9	265.8	304.4	304.3	288.6	
△ 4.1	△ 2.3	△ 1.1	△ 3.5	0.1	△ 2.1	1.7	4.5	4.2	4.4	
237.9	242.4	260.4	258.9	313.8	283.4	253.7	275.3	321.6	293.2	
△ 24.3	△ 5.8	6.8	△ 8.0	△ 4.3	6.0	△ 9.5	△ 9.2	18.3	1.1	総務省 (家計調査)
308.7	298.5	313.2	295.1	351.1	309.3	292.8	330.2	340.1	305.4	
△ 4.9	△ 3.0	△ 2.2	△ 4.7	0.5	△ 2.9	3.1	5.4	4.8	1.5	
256.0	260.3	285.0	309.8	316.7	338.1	277.6	290.1	374.7	283.9	
△ 28.1	7.4	8.3	△ 7.4	△ 8.8	14.8	△ 18.8	△ 15.3	11.5	△ 15.5	
0.2	0.0	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.2	総務省
0.0	0.0	△ 0.3	△ 0.3	0.4	1.1	0.8	0.9	0.6	0.4	
2.2	2.0	1.3	1.3	0.8	0.3	0.4	0.3	△ 0.4	△ 0.7	日本銀行

いっては平成17年基準) である。

いっては補完推計値を用いた参考値となっている。

地方で調査票を回収できた地域の結果で補完することにより、全国結果が推計されている。

## 4 人事管理関係

第32表 年次有給休暇・夏季休暇の取得状況

### その1 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
知事部局等	11.1	10.6	10.6	10.7
警察	6.7	6.2	6.0	7.3
高校等	10.6	10.9	10.7	11.1
小中学校等	10.0	10.3	10.2	10.6
全 所 属	10.1	10.0	9.9	10.3

(勤務条件等実態調査)

### その2 夏季休暇の取得状況

(単位：日)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
知事部局等	3.6	3.6	3.6	3.6
警察	3.3	3.1	3.4	3.6
高校等	3.5	3.4	3.4	3.4
小中学校等	3.9	3.8	3.8	3.8
全 所 属	3.7	3.6	3.6	3.6

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年本委員会が各所属に対して実施している書面調査  
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く。）  
 「高校等」：高校、特別支援学校  
 「小中学校等」：学校事務職員、学校栄養職員及び教育職員（以下「教職員」という。）の勤務する小学校、中学校及び共同調理場（以下第33表から第35表までにおいて同じ。）  
 3 日数は、職員1人あたりの平均取得日数である。

第33表 時間外勤務の状況

(単位：時間)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
知事部局等	111.2	145.3	146.5	165.1
警察	252.7	272.2	279.2	260.7
高校等	30.9	40.9	50.5	49.5
小中学校等	77.4	89.4	100.0	112.9
全 所 属	147.9	177.1	181.8	188.3

(注) 時間数は、時間外勤務手当の対象となる職員1人あたりの平均である。

第34表 育児休業・介護休暇の取得状況

その1 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
知事部局等	34(2)	48(2)	29(2)	37(3)
警察	8(0)	12(0)	11(0)	14(0)
高校等	45(2)	48(2)	48(0)	45(4)
小中学校等	88(0)	70(1)	79(0)	69(0)
全 所 属	175(4)	178(5)	167(2)	165(7)

その2 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
知事部局等	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)
警察	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)
高校等	1(0)	2(0)	5(0)	7(1)
小中学校等	12(1)	9(1)	6(0)	19(1)
全 所 属	13(1)	11(1)	13(2)	26(2)

(注) ( ) 内は男性職員取得者数で内数である。

第35表 私傷病休暇・私傷病休職の状況

その1 私傷病休暇取得者数

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
知事部局等	151	162	182	179
うち精神疾患	27	29	36	30
警察	48	57	41	34
うち精神疾患	19	17	9	13
高校等	222	228	249	208
うち精神疾患	18	13	33	19
小中学校等	288	353	318	341
うち精神疾患	35	36	45	47
全 所 属	709	800	790	762
うち精神疾患	99	95	123	109

(勤務条件等実態調査)

その2 私傷病休職者数

(単位：人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
知事部局等	16	15	15	10
うち精神疾患	9	9	10	5
警察	3	5	6	8
うち精神疾患	2	4	6	7
高校等	26	12	15	20
うち精神疾患	19	9	11	13
小中学校等	39	35	35	46
うち精神疾患	28	21	24	29
全 所 属	84	67	71	84
うち精神疾患	58	43	51	54

(勤務条件等実態調査)

(注) 人数は、各年（1月1日から12月31日）における休暇取得者及び休職者の実人数であり、  
休暇及び休職の両方に該当した場合はいずれの表にも計上している。

## 職員の給与等に関する報告及び勧告

発行日 平成24年10月17日

編集・発行 島根県人事委員会事務局

松江市殿町1



## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

### ～人事委員会委員長談話～

1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定を勧告しました。

本委員会では、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握し、本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年5月から6月にかけて、人事院及び都道府県市特別区人事委員会が共同で調査にあたる職種別民間給与実態調査を実施し、この調査結果や人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、職員給与について検討を行いました。

2 職員給与については、昨年の本委員会の勧告に基づき、本年4月から「制度」・「構造」については国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本とした給与制度としています。

本年の職種別民間給与実態調査結果で民間給与が昨年より上がったこと、一方において職員給与が給与制度の見直しや昨年の改定などにより下がったこともあります。職員給与が民間給与を下回っていました。このため、月例給については、この較差を解消するため、引上げを基本とした改定を行うこととしました。また、特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の支給月数が民間の支給割合と均衡していることから、改定を行わないとしました。

3 一方、人事院が50歳台後半層の給与水準の上昇をより抑える方向で報告・勧告した昇給・昇格制度の改正については、本県では、従来から国の給与制度を基本とし、昇給・昇格制度も国に準じていることや世代間の給与配分を適正化する観点から、国の改正に準拠してこの改正を行うこととしました。

4 職員の皆さんにおいては、行財政改革による限られた予算・人員の中で、年々多様化・複雑化する行政需要に応えるべく日々職務に奮闘されています。今後とも、県民全体の奉仕者として、県民生活の向上に向けて質の高い行政サービスを提供するという責務を自覚され、県民の期待と要請に応えるため、使命感と誇りを持って、引き続き職務に精励されることを期待いたします。

5 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な待遇を確保しようとするものであります。この勧告に基づく給与改定を実施することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保にも資するものであり、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものと考えます。

県議会及び知事におかれでは、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請いたします。

6 県民各位におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告の意義と、勧告実施により職員の適正な待遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成24年10月17日

島根県人事委員会  
委員長 中村 寿夫



# 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成 24 年 10 月 17 日  
島根県人事委員会

## 1. 報告・勧告のポイント ~月例給は引上げ、ボーナスは改定なし~

- ① 月例給の引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）の改定なし
- ③ 昇給・昇格制度の見直し

## 2. 職員給与と民間給与との比較

企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内 113 民間事業所の個人別給与を実地調査（完了率 91.9%）

### （1）月例給

#### ①職種別民間給与実態調査の結果

平成 23 年 4 月 民間給与 (A)	平成 24 年 4 月 民間給与 (B)	差 $B - A$ $((B-A)/A \times 100)$
370,429 円	373,320 円	2,891 円 (0.78%)

#### ②公民較差 ~役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比し、精密に比較（ラスパイレス方式）~

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 $A - B$ $((A-B)/B \times 100)$
373,320 円	369,057 円	4,263 円 (1.16%)
行政職の平均年齢 44.5 歳		

（注）民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

### （2）特別給（ボーナス） ~民間の昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の支給実績と比較~

民間の特別給 (A)	職員の期末・勤勉手当 (B)	差 (A - B)
3.69 月分	3.70 月	△0.01 月分

※民間の特別給は昨年（3.68 月分）と比べて 0.01 月分増加

## 3. 勧告の内容

### （1）月例給 【県内民間給与水準と均衡するよう改定】

#### ○給料月額の引上げ

##### （給料表）

- ・現行の国の俸給表に定める俸給月額に 100 分の 99.82（現行は 100 分の 98.37）を乗じた給料表とする。  
なお、医療職給料表(1)（医師・歯科医師）については、国の俸給表に準じているため、据置き。

##### 【行政職の平均改定額・改定率】

内 訳 区 分	行政職	
	改定額	改定率
給 料	4,220 円	1.14%
諸 手 当	32 円	0.01%
合 計	4,252 円	1.15%
現 行 給 与 月 額	369,057 円	
勧告後の給与月額	373,309 円	

### （2）期末手当・勤勉手当

#### ○期末手当・勤勉手当の支給月数（3.70 月）が、県内民間の特別給の支給割合（3.69 月分）とおおむね均衡していることから、改定を行わない。

### （3）昇給・昇格制度の改正

- ・昇給制度について、国の改正に準拠して、55 歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては 57 歳）以上の職員は、良好の勤務成績では昇給しないこととし（現行は 2 号給の昇給）、特に良好の場合には 1 号給（現行は 3 号給）、極めて良好の場合には 2 号給以上（現行は 4 号給以上）に、それぞれ抑制
- ・昇格制度について、国の改正に準拠して、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減

#### (4) 実施時期

- 給料表の改定は平成24年4月1日から実施
- 昇給制度の改正は国が昇給制度の改正を実施する日以後の1月1日から実施
- 昇格制度の改正は国が昇格制度の改正を実施する日以後の4月1日から実施

### 4. 報告事項

#### ○人事管理上の課題

##### ①人材の確保

- ・多様な有為の人材を確保するため、引き続き採用試験制度を改善
- ・効果的な情報発信による受験者確保の取組を推進

##### ②人材の育成

- ・「島根県人材育成基本方針」に基づく人材育成の取組を推進
- ・特定分野に精通した職員及び専門的知識・技術を有した職員の育成

##### ③能力・実績に基づく人事管理

- ・評価結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立

##### ④女性職員の能力発揮のための環境づくり

- ・キャリア形成や働きやすい環境整備への取組
- ・県の施策・方針決定過程への参画を促進

##### ⑤ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・管理監督者による職員に対する啓発、制度の説明、休業等の取得期間中の業務継続体制の確保
- ・職場全体での、育児・介護のための休暇・休業制度が取得しやすい環境づくり

##### ⑥時間外勤務の縮減

- ・管理監督者の効率的な業務運営を行うための環境整備と、職員一人一人の効率的な業務遂行
- ・学校現場の特殊性を踏まえた実効性のある教育職員の時間外縮減対策への取組

##### ⑦メンタルヘルス対策

- ・管理監督者を中心とした職場ぐるみの協力・助け合う職場環境づくり
- ・予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで実効性のある対策への取組

#### ○公務員制度等に係る課題

##### ①高齢期の雇用問題

- ・定年退職後の再任用の義務化は、平成25年度の定年退職者から発生する喫緊の課題
- ・本県における具体的な対応策の検討及び地方公務員法の改正等を踏まえた条例改正等の手続きが必要

##### ②公務員制度改革（公務員の労働基本権）

- ・地方公務員制度の基本的枠組みに大きく影響を与えるものであり、引き続き国の動向等を注視

##### ③退職手当の見直し

- ・今般の国家公務員の退職手当制度に準じて、必要な措置を講ずる必要

### 【参考】

#### 職員の平均給与月額及び平均年間給与額

(行政職 平均年齢44.1歳)

	現 行	勧 告 後	比 較
平均給与月額	364,640 円	368,853 円	4,213 円
平均年間給与額	5,773,562 円	5,841,106 円	67,544 円

(注) 1 本年度の新規学卒の採用者を含む額であり、民間給与との比較に用いた額とは一致しない。

2 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したものである。

# 県職員の給与と人事委員会勧告

平成24年10月

島根県人事委員会

## 県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

県職員の給与は、以下の原則に基づき決定されています。

### 職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければなりません。

(地方公務員法第24条第1項)

### 均衡の原則

職員の給与は、  
・生計費  
・国及び他の地方公共団体の職員の給与  
・民間事業の従業員の給与  
・その他の事情  
を考慮して定められなければなりません。  
(地方公務員法第24条第3項)

### 条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定め、また、職員の給与は法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができません。

(地方公務員法第24条第6項等)

公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のように、労使交渉を通じて給与を決定することはできません。

この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

### 人事委員会勧告の位置付け

#### 【情勢適応の原則】

1 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、隨時、適当な措置を講じなければならない。

2 人事委員会は、隨時、前項の規定により講すべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(地方公務員法第14条)

#### (給料表に関する報告及び勧告)

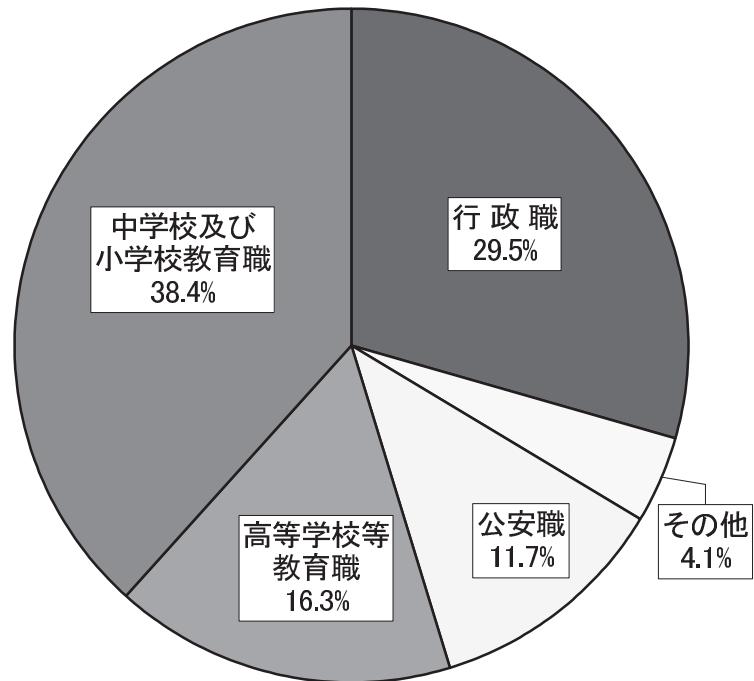
人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

(地方公務員法第26条)

## 給与勧告の対象職員

平成24年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員(休職者等を除く。)は、12,454人です。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、3,677人で全体の29.5%を占めています。

また、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて6,813人(全体の54.7%)、警察官である公安職給料表適用職員が1,454人(全体の11.7%)となっています。



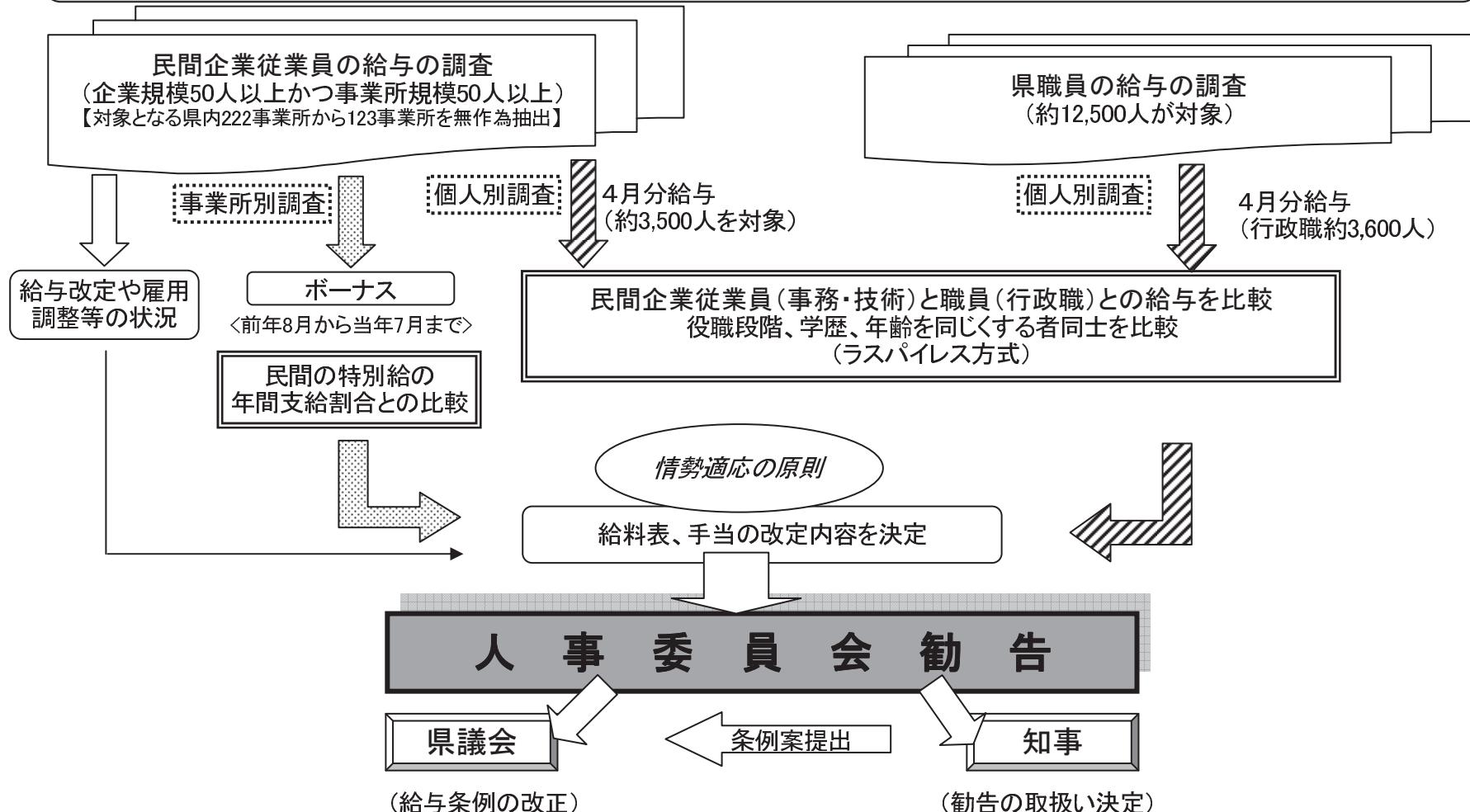
給料表の区分	職員の例	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,677
海事職給料表	試験船、実習船等に乗り組む船員	46
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	248
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	46
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	99
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	71
公安職給料表	警察官	1,454
高等学校等教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	2,034
中学校及び小学校教育職給料表	小・中学校に勤務する教育職員	4,779
計		12,454

※上記職員の他に、人事委員会の給与勧告の対象外職員として、公営企業(病院局、企業局)職員及び現業(技能労務)職員(1,291人)が在職している。

## 人事委員会勧告の手順

島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



## 民間給与との比較方法(1)

県職員と民間企業従業員では、それぞれ役職段階、年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。このため、県職員と民間企業従業員の給与を比較する際には、ラスパイレス方式による比較を行っています。

### 単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

### ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。

[A社]

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	20万円
30歳	20人	30万円
40歳	20人	40万円
合計	60人	平均 30.0万円

[B社]

年齢	人数	平均賃金
20歳	30人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	10人	41万円
合計	60人	平均 27.7万円

[ A社の人員構成に合わせた場合の  
B社の賃金 ]

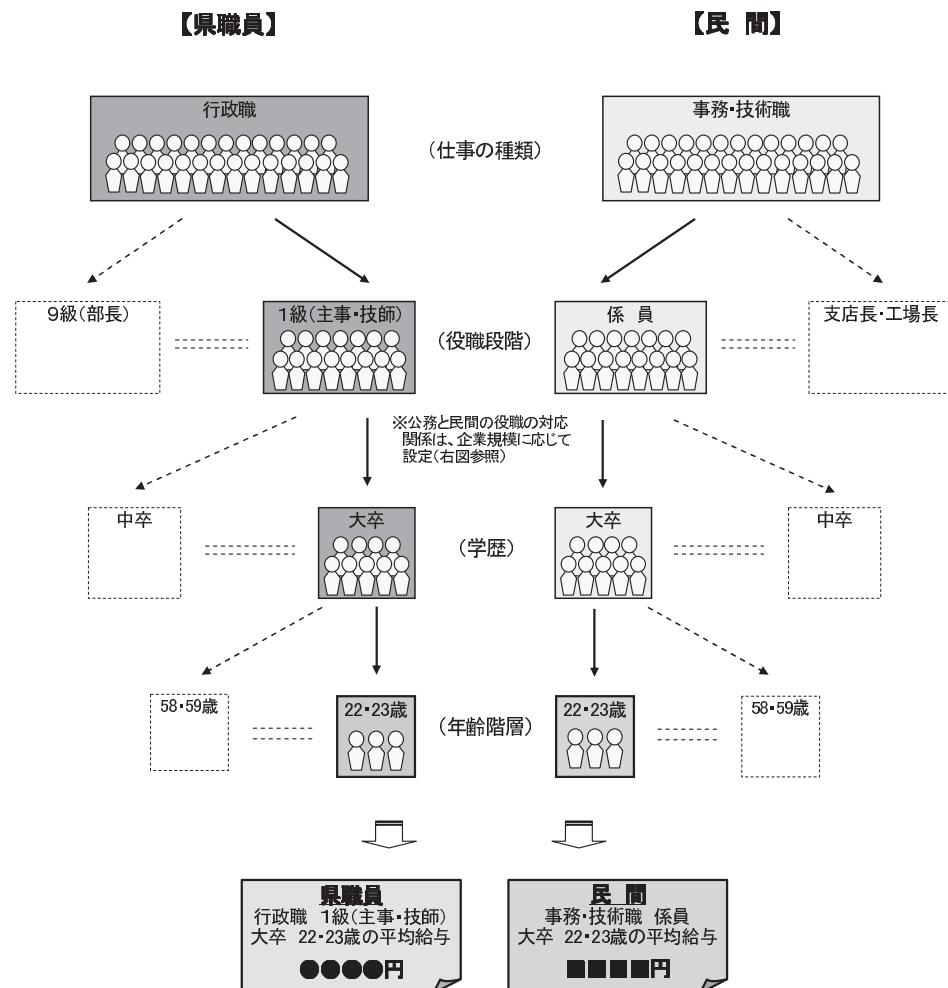
年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	20人	41万円
合計	60人	平均 31.0万円



## 民間給与との比較方法(2)

月例給の県職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。

### 1. 県職員と民間の職種・役職段階・学歴・年齢を同じくする者の平均給与を算出

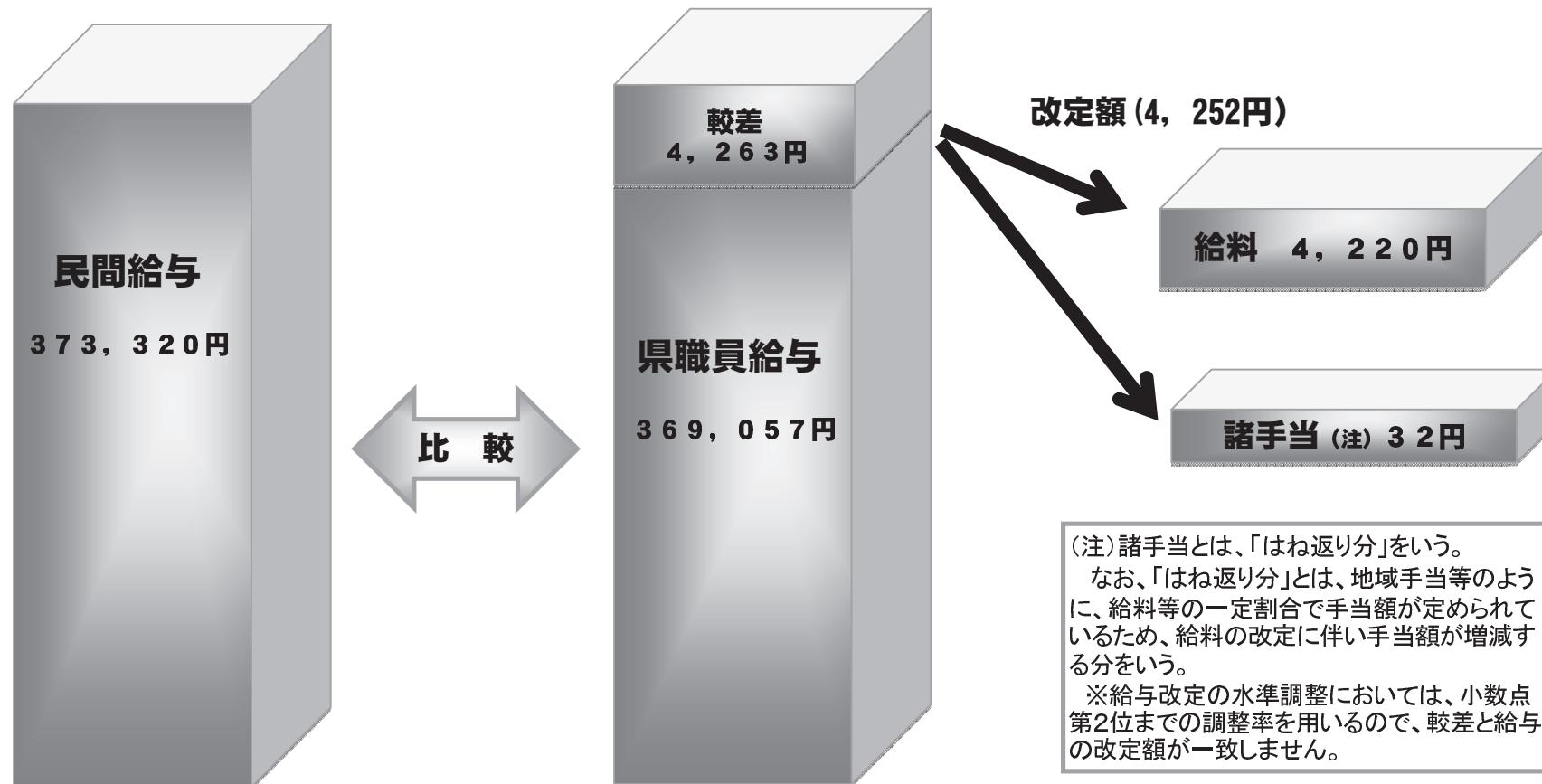


### 2. 1で算出した県職員及び民間の平均給与のそれぞれに、県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較



## 民間給与との較差に基づく給与改定

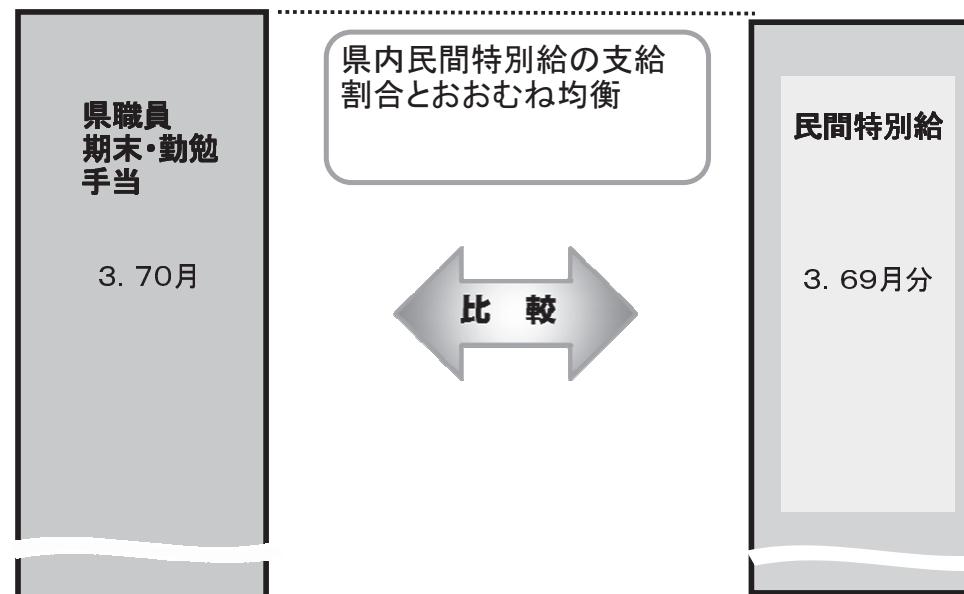
県職員給与を県内民間給与水準と均衡させるため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。



## 特別給(ボーナス)の改定

県職員期末・勤勉手当の支給月数と県内民間事業所の特別給の支給割合がおおむね均衡していることから改定を行いませんでした。

特別給のイメージ図

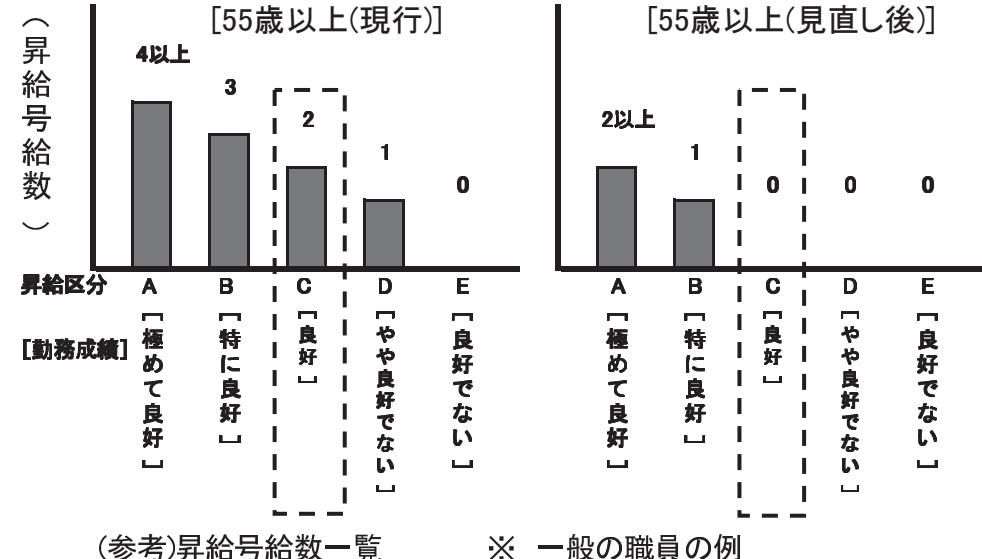


## 昇給・昇格制度の見直し

**昇給・昇格制度について、人事院勧告を踏まえ、国の給与制度に準じて見直すこととしました。**

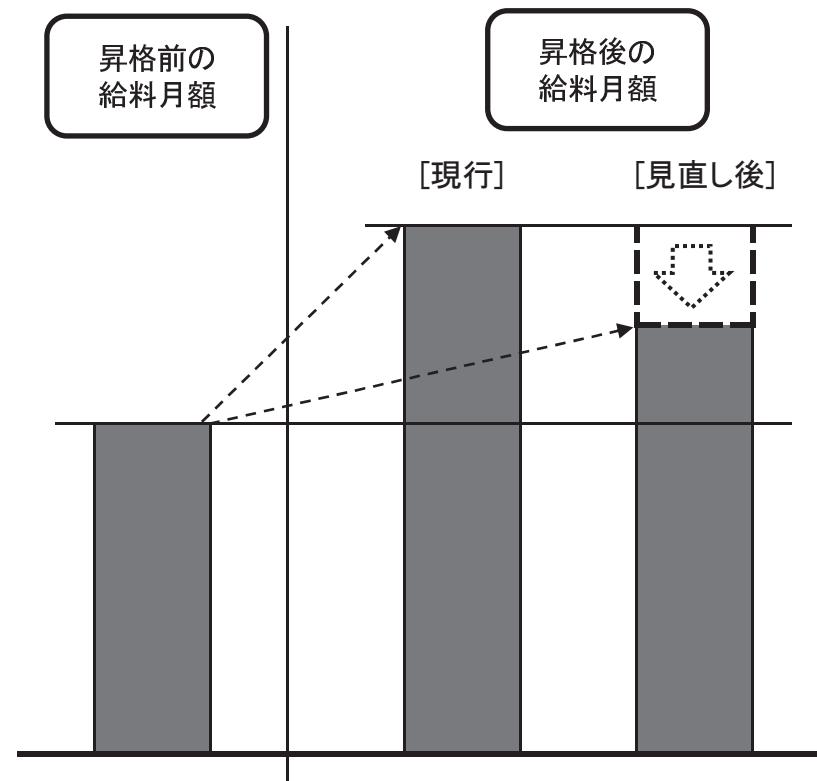
### 昇給制度の改正

55歳以上の職員は、良好の勤務成績では昇給しない。  
また、勤務成績が特に良好、極めて良好の場合の昇給を現行より抑制。



### 昇格制度の改正

最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減。（昇給後の号給を現行より下位の号給に決定）



※ 一般の職員の例

昇給区分	A	B	C	D	E
下記以外の職員	8以上	6	4	2	0
55歳以上職員(現行)	4以上	3	2	1	0
55歳以上職員(見直し後)	2以上	1	0	0	0

## 県職員(行政職)のモデル給与例

職務段階	年齢	扶養者	現 行		勧 告 後		年間給与額の差(千円)
			月額(円)	年間給与(千円)	月額(円)	年間給与(千円)	
主事・技師	25歳	なし(独身者)	185,722	2,915	188,460	2,958	43
主任	30歳	配偶者	253,908	4,014	257,459	4,070	56
	35歳	配偶者・子1人	301,330	4,757	305,484	4,823	66
企画員	40歳	配偶者・子2人	368,524	5,878	373,573	5,959	81
	45歳	配偶者・子2人	390,854	6,237	396,232	6,324	87
グループリーダー	50歳	配偶者・子2人	419,561	6,690	425,289	6,782	92
課長	55歳	配偶者・子2人	507,974	7,911	513,964	8,008	97
部長	55歳	配偶者・子2人	654,630	10,557	661,857	10,683	126

(注)1 給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当を基礎に算出

2 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したもの

## 最近の給与勧告の状況(行政職)

県職員の給与は、月例給については平成19年以来の引上げ、期末・勤勉手当は据置きとなり、年間給与は増加しました。

	月例給	期末・勤勉手当(ボーナス)		職員(行政職)の 平均年間給与
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額
平成11年	0.28%	4.95月	△0.30月	△ 9.4万円
平成12年	0.14%	4.75月	△0.20月	△ 6.7万円
平成13年	0.01%	4.70月	△0.05月	△ 2.0万円
平成14年	△1.90%	4.65月	△0.05月	△14.7万円
平成15年	△1.64%	4.40月	△0.25月	△13.6万円
平成16年	勧告なし(注1)	4.40月	—	—
平成17年	△0.35%	4.45月	0.05月	△ 0.3万円
平成18年	勧告なし(注2)	4.45月	—	—
平成19年	0.14%	4.25月	△0.20月	△ 6.7万円
平成20年	勧告なし	4.25月	—	—
平成21年	△0.19%	3.90月	△0.35月	△14.3万円
平成22年	△0.26%	3.85月	△0.05月	△ 3.5万円
平成23年(注3)	△1.95%	3.70月	△0.15月	△17.6万円
平成24年	1.16%	3.70月	—	6.8万円

(注1)水準改定以外に、寒冷地手当の廃止あり。

(注2)水準改定以外に、給与制度の見直しによる給料表の水準の引下げ(平均△4.8%)あり。

(注3)実施は平成24年4月1日である。